

第六十四回国会
衆議院

社会労働委員会議録 第四号

昭和四十五年十二月九日(水曜日)

午前十時十六分開議

出席委員

委員長 倉成 正君

理事 伊東 正義君

理事 佐々木義武君

理事 栗山 ひで君

理事 大橋 敏雄君

理事 小柴彦三郎君

理事 梶山 静六君

理事 小金 義昭君

理事 中島源太郎君

理事 松山千恵子君

理事 山下 徳夫君

理事 川俣健二郎君

理事 後藤 俊男君

理事 藤田 高敏君

理事 古川 雅司君

理事 吉田 泰造君

出席政府委員

厚生政務次官

厚生大臣官房国

立公園部長

厚生省業務局長

林野庁長官

委員外の出席者

警察庁交通局長

通規則課長

法務省刑事局参

事官

大蔵省主計局主

計官

厚生省環境衛生

局環境衛生課長

厚生省業務局長

事課長

通商産業省鉱山

石炭局鉱業課長

理事 小山 省二君

理事 増岡 博之君

理事 田邊 誠君

理事 田畑 金光君

理事 大石 武一君

理事 唐沢俊二郎君

理事 田川 誠一君

理事 別川悠紀夫君

理事 向山 一人君

理事 渡辺 肇君

理事 小林 進君

理事 島本 虎三君

理事 山本 政弘君

理事 瀬野栄次郎君

理事 寺前 巖君

橋本龍太郎君

中村 一成君

加藤 威二君

松本 守雄君

竹岡 勝美君

佐藤 道夫君

千葉 洋三君

三浦 英夫君

山高 章夫君

佐藤淳一郎君

委員の異動

十二月九日

委員の異動

十二月九日

委員の異動

十二月九日

委員の異動

十二月九日

委員の異動

十二月九日

委員の異動

十二月九日

委員の異動

十二月九日

委員の異動

十二月九日

委員の異動

十二月九日

委員の異動

十二月九日

委員の異動

十二月九日

委員の異動

十二月九日

委員の異動

十二月九日

委員の異動

十二月九日

委員の異動

十二月九日

委員の異動

十二月九日

委員の異動

十二月九日

委員の異動

十二月九日

委員の異動

十二月九日

委員の異動

十二月九日

委員の異動

十二月九日

委員の異動

十二月九日

委員の異動

運輸省自動車局

業務部貨物課長

武石 章君

運輸省自動車局

整備部車両課長

飯塚 良政君

社会労働委員会

調査室長

濱中雄太郎君

補欠選任

瀬野栄次郎君

補欠選任

渡部 通子君

補欠選任

瀬野栄次郎君

補欠選任

渡部 通子君

補欠選任

瀬野栄次郎君

補欠選任

渡部 通子君

補欠選任

瀬野栄次郎君

補欠選任

渡部 通子君

補欠選任

瀬野栄次郎君

補欠選任

渡部 通子君

補欠選任

瀬野栄次郎君

補欠選任

渡部 通子君

補欠選任

瀬野栄次郎君

のの一全国市長会中国支部長兼行恵雄(第八七号)

出産手当の増額に関する陳情書(栃木県議会議

長柿沼利男)(第八八号)

栗生泉園における医療看護の充実等に関する

陳情書(群馬県吾妻郡草津町乙六五〇国立療養

所栗生泉園患者自治会長小林弘明)(第八九

号)

身体障害児に対する援護費増額に関する陳情書

(近畿市議會議長会長泉佐野市議會議長山田諒

(第九〇号)

環境衛生施設の整備促進に関する陳情書(徳島

市幸町三の一徳島県町村会長徳元四郎)(第九一

号)

老人クラブ活動助成費増額等に関する陳情書

(兵庫県市議會議長会長長洲本市議會議長小畑金

一外二十名)(第九二号)

老人、心身障害者(児)施設の充実強化等に関す

る陳情書(関東一都九県議會議長会長常任幹事東

京都議會議長春日井秀雄外九名)(第九三号)

看護婦制度の改正に関する陳情書(関東一都九

県議會議長会長常任幹事東京都議會議長春日井秀

雄外九名)(第九四号)

硫黄島戦没者の遺骨収集に関する陳情書(関東

一都九県議會議長会長常任幹事東京都議會議長春

日井秀雄外九名)(第九五号)

国民健康保険健康婦等に対する国庫補助基準額

引上げに関する陳情書(関東一都九県議會議長

会長常任幹事東京都議會議長春日井秀雄外九名

(第九七号)

生活保護基準の引上げ等に関する陳情書(関東

一都九県議會議長会長常任幹事東京都議會議長春

日井秀雄外九名)(第九八号)

戦傷病者に対する援護制度改善に関する陳情書

(宇都宮市戸祭元町三七四栃木県傷痍軍人会長

鶴見清一郎)(第九九号)

宇和海海中公園の施設整備等に関する陳情書

(宇和島市中央町二の五の宇和島地区市町村

議長会長谷松豊繁)(第一〇〇号)

勤労青少年福祉法に基づく福祉増進事業費助成

に関する陳情書(四国四県議會議長正副議長代表

愛媛県議會議長田坂春)(第一〇一号)

国民健康保険の財政措置に関する陳情書(福島

県河沼郡河東村議會議長鈴木宜磨)(第一〇二

号)

社会保障五カ年計画の策定に関する陳情書外一

件(十都道府県議會議長会長代表北海道議會議長

佐々木利雄外十四名)(第一〇三号)

清掃施設の整備促進に関する陳情書(兵庫県市

議會議長会長長洲本市議會議長小畑金一外二十

名)(第一〇四号)

身体障害者の福祉対策に関する陳情書(静岡市

春日町三の二の静岡県身体障害者福祉会長長藤

井喜重)(第一〇五号)

原爆被害者援護法の早期制定に関する陳情書

(盛岡市議會議長長三郎)(第一〇六号)

労働者の災害補償改善に関する陳情書(下関市

羽山町二の一私鉄中国地方労働組合山陽電軌支

部執行委員長楠本結美)(第一〇七号)

公共事業労働費率の引上げ等に関する陳情書

(福岡県鞍手郡宮田町議會議長細川正雄)(第一

〇八号)

医療機関の改善等に関する陳情書(関東一都九

県議會議長会長常任幹事東京都議會議長春日井秀

雄外九名)(第一〇九号)

中小企業の労働力確保等に関する陳情書(関東

一都九県議會議長会長常任幹事東京都議會議長春

日井秀雄外九名)(第一一一号)

保育所における生乳給食の実施に関する陳情書

(関東一都九県議會議長会長常任幹事東京都議

会

昭和四十五年十二月九日

四郎外二十七名(第二五号)
原子爆彈被爆者援護対策に關する陳情書外一件
(広島県知事永野敬雄外八名)(第二六号)

毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律案
(内閣提出第二五五号)

この力に至らざるを国民に対してはおわびを申し上げなければならぬと思います。

○橋本政府委員　いま許可制について、一体どこかというお尋ねであります。たとえば第十八条を

ごらんいただきたいと思ひます。この十八条の中にいろいろな、たとえば十八条の第三項に一号から八号までの行為が定められています。またその他いろいろなことがここに書かれておるわけであり、それによつて、端的に申し上げて、いま私ども自然環境の破壊の中で非常に急いでおります一つの問題点として、湖沼あるいは湿原、こういうものが人為的な汚染にさらされたために、自然環境が破壊されつつある。河川においては、一度破壊をされたものであつても、それを回復することは、非常に困難な状況がありますけれども、不可能ではありません。しかし、長期間の滞水をその基本としている湖沼、あるいは尾瀬沼等のような湿原、こうしたものは一度自然環境が破壊をされた場合には、これを回復することは不可能であります。そのために、こうした特に自然回復の不可能なようなものについて、その破壊の元凶である汚水、汚物等の排出を規制したい、そして自然環境が保持されるようにしたい、これが今回許可制に踏み切つた大きな基本的な理由であります。

○川俣委員 それでいいようなんでしょう、問題は、今回の一部を改正する趣旨というものは、許可制にしたのだということなんです。公園部長も見えておられますから御答弁願ひたいと思ひますが、改正して許可制になったのでしょうか。ところが、十八条というのは前から許可制だった。今度改正して初めて許可制になったところはどこか、どの条項かと聞いています。

○中村(一)政府委員 お答え申し上げます。ただいま政務次官からお答え申し上げましたとおり、自然公園法の第十八条では、現行の十八条におきましてはいろいろな行為が許可を受けなければできない、原則としてそういう行為は禁止するといふ趣旨の規定がございまして、いろいろと書いてございます。ところが、水の景観を保持するといふことは、いままでの法律には実は抜けておつたわけでございます。それで今回それを新たに許可制の中の一つの項目として入れて保護をはかる、こういう趣旨であります。

それでは、従来なぜ抜けておつたかということでございますが、従来のわが国の国立公園あるいは国定公園のような自然の中における湖沼、湿原といふものは、これはもうだれもよごす者はない。そういうものをよごされるということはおそれなかつたわけでありました。したがつて、そういう湖沼や湿原をよごす行為をあらかじめ法律で規定するといふことは、およそ昭和六年の国立公園法ができました当時におきましては、考えられなかつたわけでございます。しかしながら、最近におきましては、ただいま次官からお答えいたしましたとおり、そのおそれが非常に強く出てきた。そこで、ここにおいて、よごれる前において、そういうことがないようにする必要があるといふことで、急ぎこの法律の中に、許可制の一つとして排水を規制するといふことを入れるようになった、こういう趣旨でございます。

○川俣委員 それじゃ具体的にいつていきますと、自然公園を構成してある主人公といふものは、大きなものは大森林と湖沼だと思ひます。土地、森林、湖沼といふことになる、自然のまゝにしておけばこういう公害問題にならないのだ、どうしても企業を営むといふところに問題がある。そうすると、森林を相手にしての企業、それから土地を相手にしての企業、そして湖沼を対象としての企業といふものは、産業は非常に限られておる。それは官庁でいうと、森林を相手にするのは林野庁であり、土地は鉱山であり、湖沼は観光その他である。

そこで、公園部長にもう一度伺ひますが、森林の場合、自然公園の中だから、簡単にいうと、この木は切つてはいけない、林野庁のはうはその木は樹齢だから切る、こういうような端的なトラブルが最近あつたかどうか。

○中村(一)政府委員 おつしやいますと、木竹を伐採しますことは、自然公園の保護の面からいいますと、これは大きな要素になるわけでございます。つまり、木竹をそのまゝの形において保存するといふことが望ましいわけでございます。

そこで、先ほどもちよつと触れましたとおり、自然公園法では、特別地域におきまして木竹を伐採するといふことは、許可がなければできないといふことになっております。そこで厚生省といひましては、特別地域の中でも特に自然性の保護がはかられるべき特別保護地区におきましては、木竹の伐採は禁止する、絶対に認めないといふことにいたしてあります。それから木竹の伐採につきましては、特別地域の場合におきましては一定の基準を設けて、そして、木竹の所有者の方々が採られるといふ場合におきましては、その木竹を伐採するわけでございます。現在におきましては、この特別地域におきまして、その実態によりまして、あらかじめ相当長期にわたりまして相談をいたしまして、そして、区域をきめる、こういうふうにしてあります。

それで、いま先生御指摘の、いろいろの問題があるんじゃないかといふお話でございますが、これは国有林の場合におきましては、林野庁のほうで管理をしていくわけでございますが、伐採につきましては、こういう地区についてはどの程度というふうな打ち合わせをあらかじめいたしましてやつていただいております。いろいろと学術的な見地から、あるいはその他自然保護というふうな見地からいろいろ意見が出てまいりまして、そういうたしとして、計画につきまして、私のほうと林野庁といふ御相談をしてそのやり方をまた変更するといふようなことは、最近一、二ございまして、原則としていたしまして、そういうふうな相当長期にわたる相談の上で実施がなされておるのが実態でございます。

○川俣委員 具体的な例はなかつたですか。

○中村(一)政府委員 最近におきましてそういうのが、いわゆる世間でいろいろと言われているところの森林の伐採とかあるいは日光、実は日光はわがほうの特別地域じゃないのでございすけれども、

も、日光のほうの問題あるいは富士山の登山道路、有料道路がございまして、そのために木に影響を与えておるといふようなことが、いろいろと世間でだいたい問題とされておるような事例がございます。

○川俣委員 その木竹は絶対に切らせないといふところが、官庁同士の運営で非常に混乱するところだと思ひます。私としては、ちよつと口をさしはさませてもらひたいのですが、林野庁の長官、お見えになっておられますか。——かつて鹿兒島県の屋久杉といふのでしたか、あのてんまつ記はどうなつたのですか、ちよつと……。

○松本政府委員 屋久杉の保護につきましては、てんまつといふこととございまして、屋久杉は大正十一年に国有林といたしまして、學術参考保護林として四千三百ヘクタール設定をいたしております。その後、大正十三年ですか、そういうときに天然記念物としての指定、それから昭和三十一年には国立公園としての指定がございまして、国有林を學術参考保護林として指定したものは——まあそういうふうな指定の前には指定してあるわけでありまして。

そこで最近、屋久杉が切れ過ぎておるといふ御批判も出てまいりましたので、それに対しまして一応次のような対策、方針を決定いたしました。それは千三百ヘクタールの保護林を新たに追加する。これによりまして屋久杉の保護地域は、国立公園天然記念物として、国有林独自の設定といふものを全部入れまして、八千ヘクタールになります。またそのほかにも、伐採箇所を分散をいたしまして、一度に大面積の皆伐を行なわないといふようなことをいたしまして、自然の保護を極力はかつてまいりたい。

また、従来は、伐採のために林道をつけますと、そこに一般の方が入つてまいります。そうしますと、切られておるではないかといふことになるので、伐採しないところにも一般の方が入るような道を、簡単な道ですが、そういうものをつくつて、切らないで保存するところを見ていた

くというようにことをやりまして、現在地元関係
方面の納得も得てやっております。

○川俣委員 その木竹のなす機能というものが自
然公園法と非常に関係があると思うのだけれど
も、公園部長はその木竹を保護するということ
非常にウエイトを置く行政にあるからそうだと
思ふのだけれども、現在の木竹というのは、過去何
年間の年月を経てきて現在の木竹になったのだ。
屋久杉もそうです。ところがそれを保護する保護
するといつて過保護になると、後世の方が屋久杉
を見るのができなくなるわけです。それでしょ
う。だから木竹の機能というのは、よくは逆な
言い方をするので。木竹の機能というのはそ
ういふような公益的機能というのですか、水資源
であり、国土保全であり、健康、保健のレクリエ
ションの環境保全である、こういうのは経済的
な機能ではなくて、木に対する公益的な機能を与
えておるのだという固定した考え方を。その
ほかのものは経済的な機能で、樹齢が来ると切る
のだという考え方、現在生きていてる人
がそう考えると、五十年から百年たなければなら
ない。いずれにしても、木の寿命というものを
どのように考えるかということになるが、私はそ
ういふふうに考えるのだ。だから、自然公園法
の中で森林を保護して自然公園の主人公にするに
は、やはり樹齢が来たら切らなければだめじゃな
いかという考え方がよくにはあるのです。

そこで、そういうような考え方で林野庁長官に
もう一度伺いますが、その木竹の保護と切る時期
ですが、自然公園の中で特別地域だからあれば絶
対林野庁が入ってはいけない、入ると切られると
いうことを考える場合に、何か疑問を持ちません
か。その辺をひとつ……。

○松本政府委員 いま木の寿命と木竹の保護とい
う点についての御質問でございますが、確かに樹
木、森林というものは寿命、といつても何年と
いうことは言えませんが、たとえば北海道のエゾ、
トド松であれば大体三百年、それ以上のものは少
ないようであります。また秋田の天然杉なんか
も、これも三百年以上のものは少ないようであり
ます。二百年から二百五十年が多いようでありま
す。東北地方のブナ林にいたしまして、三百年
以上を経たものはあまりないようであります。そ
ういふことで一応の、寿命といつてよろしいのか
どうかはわかりませんが、そういうものはあるよ
うであります。そういう古い状態になりますと、
大きな外力が加わると、台風とかそういう大
きな外力が加わりますと森林の破壊が起こる。そ
ういふことを事前に防ぐためにはある程度森林
に活力を加えていったほうがよろしいのじゃない
かということ、森林の適正な施業ということ
と、それから自然保護ということには根本的には
そう大きな食い違いはないというように考えま
す。ただ一部の地域で自然状態を手を加えないで
残すという意味もございます。そういう地帯は全
然禁伐にいたしまして、人工の手を加えない。そ
の次の地帯におきましては、若干の手を加えるけ
れども、大きな手は加えない。それ以下の地帯に
おきましては、相当人工的な手を加えまして、
自然の保護を破壊しない程度であればよろしいで
はないかという各段階、段階があると思ひます。

○川俣委員 わかりました。
それでは公園部長、自然公園を管理する際に、
森林というものは、これをやはり商売人は林野庁で
すから、そういうものの手を借りてやって管理す
るといふ気持ちを持っていますか。それとも、わ
れわれがこれを守るんだということ、林野庁の
足はあまり入れないんだという気持ちなのか。

○中村(一)政府委員 私どもが自然公園の中の主
として先生御指摘の木竹につきまして、どうい
うな態度でその管理に当たっているかというお
尋ねであります。自然公園の地域によりまし
て、いろいろこれは地域によって違ふと思われ
ます。そこで一律的なことはできないわけでござ
います。自然公園の中におきまして、原生をそ
のまま保つ必要がある、そこにおいては、木を切
ることもあるいは植えることも困る、そのまの

形で、自然に木が生え、自然に枯れていく、つま
り自然交代が望ましいというような地域もござい
ますし、あるいは御指摘のように、そこを通常の
林業として、いわゆる施業をしても差しつかえな
いような地域もございます。植林あるいは伐採
する。したがって、その区分を設けまして管
理に当たっておるのでございますが、その場合
に、国有林の場合は、ありがたいことに、同じ政
府部内の農林大臣のところにございましてその管理
が行なわれているわけでございまして、したが
りましてそこはお互いに、厚生省、農林省とい
う立場はございすけれども、十分にその自然公園
法の趣旨に応じて運営をしていただくということ
で、絶えず緊密な連絡をとりながらやっておりま
すが、私どものほうは、じやそこはどうかとい
うことと申しますと、これは私どもの気持ちからい
うと、農林大臣は自然公園法の所管の厚生大臣の気
持ちになつてそこはやっていただいておる、こ
ういふふうに私どもは考えておる次第でございま
す。

○川俣委員 そうであればけっこうですね。
そこで、この間の除草剤の問題ですが、地元が
あんなに反対して、そんなあぶない危険物、劇物
をまくんじゃない——山菜その他タケノコもや
られて経済が破壊されるのはもちろんですけれ
ども、それよりも、とにかくいろいろなあれの被
害というものは全国的に出てくる。国をあげて公
害を防がなければならぬというときに、何でわざ
と空から公害をまき散らすのかということであ
つた。ところが、林野庁はヘリコプターで空から
まいてしまった。その場合に、一つの例を申し上げ
ますと、田沢湖の公園ですから、自然公園だと思
います。ああいう場合は、厚生省に何らかのあ
いさつがありますか。

○橋本政府委員 いま川俣委員から御指摘があり
ましたのは、秋田駒の周辺、生保内の問題だろ
うと思ひます。私どもとしては、近年国有林の経営
というものが非常に合理化されましたために、大
量の除草剤等を空中散布する。これは程度問題と

して、あまりはなはだしいものは、率直に申し上げ
て好ましいとは思ひません。現行の自然公園法
においては、実は除草剤の散布というものはその
対象として考えておらぬわけでありまして。しか
しながら、ある程度はまたこうしたものも必要だろ
うと思ひます。むしろその量、タイミング、面
積、こうした点については、往々にしてその限界
を越えるようなケースも従来あったやに思ひま
すが、むしろ自然保護の立場から、私どもとして
適正な措置がなされるように関係当局とも今後連
絡を密にしていまいたいと考えておる事項の一つ
であります。

○川俣委員 政務次官だいが遠慮されて発言して
おられますが——委員長、劇物法案も一緒に考え
てよろしいですか。そういう理事会の話でした
ね。若干関係すると思ひますから……。

○倉成委員長 けっこうです。
○川俣委員 薬事関係の方、見えております
か。——この間聞いた薬は劇物に違ひありません
か。

○山高説明員 この間聞いた薬が塩素酸ソーダで
あるとすれば、劇物に指定されております。
○川俣委員 とこが前の除草剤散布にあ
つたのいろいろの論議の際に、林野庁当局が厚
生省かちよつと忘れましたが、議事録には残って
います。例のベトナム枯れ葉作戦に使われたよ
うな二四五丁、あれはたいへんな被害なんだ。あ
れはたいへんなものなんだけれども、今度の塩素
酸塩系のクロレートというのはさほど被害がない
のだ。被害を与える薬じゃないんだ。だけれども
劇物に指定されておる。ところが、それ以上にひ
どい被害を与えておるということを認めておる二
四五丁をなぜ劇物に指定されてないのか。薬事
課長、せっかくですからもう一度。

○山高説明員 二四五丁につきましては、その経
口毒性がキログラム当たり千ミリグラムというこ
とになつておりまして、そういう関係で毒性の関
係からたまたまのところは指定されておるま
せん。ただ、いろいろ最近問題になつております

四

で検討を進めておるところでございます。

○川俣委員 私はこの機会に、劇物の法案が出ておりますから、クロレートを劇物指定になっておりますだけに、二四五丁はやはり劇物に入るべきだと思っておりますので、その点を検討してほしいと思っております。

それから林野庁のどなたかに伺いますが、クロレートをこの前まくな、まくなという騒ぎの中で酒田の現地でまかれる。現地警務署長がどなたか知りませんが、大衆の前で、クロレートをそんなに危険なものじゃありませんよということでも一服飲んで見せたという話が伝わってきたのですが、これはほんとうかどうか。

○松本政府委員 警務署で説明のために、塩に酸素をくっつけたものだということで、ちょっとなめたのは事実のようでございます。

○川俣委員 やつぱり、行政の衝に当たる権威を保持するわけじゃないでしょうけれども、劇物に指定されておるものを大衆の前でなめるというようなことはどうかと思っております。今後検討の上注意する必要があると思っております。そういうような意味の納得のしかたというのは行政上まづいと思っておりますので、ぜひその点は強く要望しておきます。

それから、自然公園を形成しておるさっきの土地問題ですが、鉱山という問題が出てくると思っております。そこでまた政務次官に伺いますが、無過失賠償責任ということばが国会でこういう議論になったのは、おそらく初めてだと思っております。こういう活字というのは初めてだと思っておりますが、大体この無過失賠償責任というのは日本の法律に過去にあったものなのかどうか。

○橋本政府委員 原子力関係その他一、二の例外的なものを除いて、今日までのわが国の法制の体系上は考えられておらなかった一つの点であらうと思っております。そのように承知をいたしております。

○川俣委員 通産省鉱山関係の方、来ておられますね。ちょっと伺いますが、鉱業法に無過失賠償責任ということがうたわれたのは何年ごろであ

り、どういういきさつであったのか。(小金委員「私が局長の時代にやったんだ。」と呼ぶ)そしてさらに、せっかく御答弁願うので、どういう法律上の効果があったのか、そういう面を——いまうしろのほうで、私の局長時代という話もあるの、歴史的な話をこの機会にひとつ橋本政務次官に聞かせていただきたいと思います。

○佐藤(連)説明員 無過失賠償責任につきましては、鉱業法を昭和十四年に改正いたしました。昭和十五年一月一日からこの法律が施行されております。

次に、どういういきさつで鉱業法の中に無過失賠償責任制度が取り入れられたのかという経緯を申し上げますと、本来、鉱山の仕事と申しますと、地下の鉱物を掘採するのが主たる業務でございます。その結果、その鉱業に伴いますところの土地の掘さくなり、あるいはまたその土地の掘さくに伴いました坑内から水が出てまいります。その出てまいりました水を付近の川なり沼なりに放流する、あるいはまた掘りました中の鉱物以外の廃石につきましては付近の事業場に堆積しなければならぬ等々、あるいはまた場合によりましては、製錬所からの煙の排出という一連の事業に伴うわけでございます。もちろんいろいろな事業を始めるにあたり、あるいは実施中につきましても、地域住民に対して相当苦心して業務をやっておるわけでございますけれども、何しろ地下を掘採するという特有な業務でございますために、鉱業権者の努力にもかかわらず、やむを得ず被害を与えることにどうしても結果的にならざるを得ない、やむを得ざる現象があるというところが、これはもう他産業とは大いに異なる点だらうと思っております。これはもともと鉱業という仕事の特異性からくる、一つの特有性のもたらすやむを得ざる被害現象だらうとわれわれ考えておるわけでございます。そのため鉱業権者は、そういうような発生いたしました被害につきましましては、鉱業法の中に書いてございましていわゆる賠償責任、これは金銭賠償を原則にいたしておるわけで

ございまして、こういう金銭賠償、場合によっては復旧の仕事等を賠償の相手方に実施することによりまして、従来片づけてまいってきたというところでございます。ところが、実際問題として、最初の鉱業の特有性で申しましたように、その後いろいろなこと、特に坑内の掘さくとか地表に与える因果関係等につきまして、いろいろ技術的な研究を通産省でもやっておりますし、また鉱業権者自体も、できるだけ相手方に被害を与えない、あるいはまた賠償額を極力減らすという企業側の必要性から、防止の技術についてもいろいろ研究してまいっておりますけれども、やはりそれにも限度がございまして、完全に防止するということとは非常に困難な場合が多いということでございます。したがって、こういうような公害が発生した場合に、従来、民法の規定からいけば故意または過失がなければ違法行為として問われることはないわけでありまして、地下の採掘に伴って起きましますところの現象というのは非常に複雑しかも多岐にわたっております。一々その鉱業権者の過失または故意を立証することが非常に困難であるということでございます。ところが、起きた現象につきましては、やはりその周辺につきましましては、被害者保護の立場から、そういうこととで当然賠償をやらざるを得ないということに踏み切ったのだらうと私は考えておるわけでござい

直接の原因といたしましては、これは戦前でございますけれども、昭和十一年に尾去沢のダムが決壊いたしました。相当の死傷者を発生せしめたのが一つの動機となりまして、十四年に鉱業法改正の運びになったと聞いておる次第でございます。

○川俣委員 どうもありがとうございます。それで、公害と無過失賠償責任という関係ですが、橋本政務次官、私はまだ若い年代なだけども、閣僚の中でも、無過失賠償責任というものは三十年前であったのだということ、それからどういうような運営のそごがあつたということ、をあんまり知らないのだそうです。そういう意味

において政務次官からひとつ教えてもらいたいの、いまそういう意味で質問して、私も伺ったのだけれども、無過失賠償責任を公害罪として取り上げることを金科玉条のように考えておる革新団体、それから、無過失賠償責任を載せたいへんだ、財界を守らなければならないのだといううな保守の自民党のほう、こういう考え方で四つに組んでいるというように感じられない向きもない。ただ、無過失賠償責任というのは、三十年運営してみたら、どういう特徴があつて、どういふ欠点があつたのだ、こういうようなことを掘り下げて説明してくれる政府委員が少ないのであります。そういうようなことをぜひ政務次官から、ひとつ学のあるところで閣僚のほうにハッパをかけてもらいたい。無過失賠償責任というのは三十年ぐらい前からわが国の法典にあつた、運営されておつたということ。原子力関係なんというのはもう最近なんです。

それからもう一つ、鉱山関係に関連して伺いますが、自然公園の中に非常に価値のある鉱物資源があるのだけれども、それを許可するしかないかというトラブルが最近あつたかどうか、これを伺いたいと思っております。

○橋本政府委員 何ぶん、いまの鉱業法が成立いたしましたときは、私は満二才でありまして、歴史的な経緯について知らなかった点は、これは生まれて直後でありますからお許しをいただきたく思っております。先ほど、無過失賠償責任を定めたものがあるかというお話でありましたから、私はたまたま原子力というものを例にとり、例外的な一、二の法律というところをもつて申し上げたのであります。むしろ鉱業法の中に無過失賠償責任が書いてあるかないかとお尋ねをいただければ、別な御答弁を申し上げたのだらうと思っております。ただ、それこそ閣僚協においてさへ詰り切らぬ問題を私に全部言えと言われまして、これは不可能であります。私なりの考え方を申し上げますとすれば、いまの鉱業法に対する説明でもありましたように、普通、わが国の法制上、故意または過失と

第一類第七号 社会労働委員会議録第四号 昭和四十五年十二月九日

いうものを一つの罰則その他の適用の要件にはし
ておりますけれども、どうしても予知し得ない状
況の発生するような種類のものについては、こう
した制度を導入しようということが当時の先駆者
の頭にもあったであろうと思います。そしてそ
らくその結果この鉱業法が、小金先生局長のとき
と言われましたが、その当時に生まれたのだらう
と思います。そういう要件そのものは今日におい
ても変わりはないと私は思います。ただ、それこ
そ私どもの生まれました当時から今日に至ります
までの間の科学技術の進歩というものは、きわめ
て大きなものがあります。その中において、当時
においては予知し得なかつたようなもの、予防し
得なかつたような問題の発生に対しても、今日に
おいては科学的に予知し得るもの、予見し得るも
のもふえておるでありましょう。当然、その当時
から今日に至る技術の進歩というものを考えてい
くと、無過失責任というものの論議についてもお
のずから違つた観点が出るものと私は思います。

なお、いま公園部長に確かめましたところでは、最近において、鉱山開発と自然公園とのから
み合いの新規な問題というものは起きておらぬよ
うであります。

○川俣委員 十和田国立公園の中で、何か坑水が
流れた流れないとかいうトラブルがあったが、あ
のてんまつ記がもしわかつたらお知らせ願いた
い。鉱業課長でよろしいです。

○佐藤(孝)説明員 先生の御質問は十和田湖の周
辺にございますところの鉛山鉱業のお話かと思ひ
ますので、もしそうであればその点について御答
弁を申し上げたいと思ひます。

その前に、まず鉱業を実施するに際しまして
は、鉱山保安法に基づきまして、自然公園も含め
まして、公害の防止についてはきびしい規制を行
なつておるわけでありまして、特に十和田湖等の非
常に重要な地域につきましては、自然の景観をそ
こなわないうように、施業方法につきまして十分な
監督規制を鉱業権者に課しておるわけございま
す。しかるに、本年の六月に十和田湖の銅、亜鉛

等による汚濁が新聞紙上等に取り上げられまし
て、これが付近にございましてところの鉛山鉱山の
排水によるものだという問題が発生いたしましたわけ
であります。

一方、この鉛山鉱山は自然公園地域内に存在し
ておりますので、当然のこととして洗鉱場を別の
水系から引つぱつてきたり、あるいはまた洗鉱場
の排水等につきまして、十和田湖への影響がない
ように極力防止工事をやつておるわけございま
す。したがつて、十和田湖に流れれておりますの
は、処置した坑内水の一部が流入しているとい
うのが実態でございます。これは所管が仙台鉱山保
安監督署でございますが、仙台保安監督署とい
ましては、従来から公害を防止するために、排
水の品質改善の目的で処理施設の増強なりある
いは管理の強化を指示して実施されてまいつてお
りますが、さらに、本年六月このようないことが発
生いたしましたので、より強力な監督検査を実施
いたしておりました、やり方といたしましては、
これはどこでもやつていく方法でございますが、
石灰石の投入によりまして、水質の排出基準で定め
られております銅並びに亜鉛の基準を相当下回つ
ておりますので、現在はその基準に合格してお
る。これは何べんかの監督の結果、数字が判明し
たしております。したがつて、鉱業権者が現在の
体制のもとで十分に排出基準を下回るように監督
をすれば、われわれのほうといたしましては、十
和田湖の水質を悪化させ、あるいはまた今後わが
国の自然景観をそこなうということは発生いたさ
ないものというふうに判断いたしておるわけござ
います。が、なお、非常に重要な地区でございま
すので、今後とも一そう監督を徹底させるように
われわれとしても心がけていきたいと思つており
ます。

○川俣委員 公園部長、法二十一条に原状回復命
令というのが載つておりますね。最近こういう例
がなかったかどうかちょっと伺いたい。

○中村(一)政府委員 最近の例といたしまして
は、北海道の昭和新山のところで売店をやつてお
ります者が、許可を得ないで売店を拡張したり駐
車場をつくらしたりいたしましたので、それに対し
まして、こちらとしても許可を与えることができ
ない状況でございましたので、原状回復の命令を
出しました。それに従いませんので、私どもとい
たしましてはいわゆる実力をもつてそれを排除し
たというケースが最近、ことしの秋あります。

○川俣委員 それで、その後それが退散してもと
へ復帰したと確認していいですね。

○中村(一)政府委員 そのとおりでございます
で、私どもは、許可を得ないでそういうことをや
る業者でございますから、相当悪影響な手になる
のじゃないかというふうに警戒をいたしておりま
したけれども、その後不法な行為はございませ
ん。

○川俣委員 そこで、昭和新山のように車庫を建
てたり店をつくつたりというほどじゃないのです
けれども、さつき政務次官から、秋田の駒ヶ岳の
話が出たけれども、いま秋田駒ヶ岳の観光客が一日
約二千人いるわけですから、自然公園内です
が、立ち売りが暴力団を背景としてたいへんな騒
ぎになっているわけだ。たとえばトモロコシ一
本三十円のもの、食わせたあとに三百五十円取
る。うしろに暴力団という背景でやつておる。こ
ういふのが非常に転々としておるのだな。ただし
車庫を建てたりうちを建てたりというほどには
ないのですが、自然公園法で取り締まるあれが
あるのかということ伺いたい。

○橋本政府委員 秋田駒ヶ岳のケースではなし
に、実は自然公園内でもって、暴力団等と必ずしも
からみがない場合でありまして、いわゆる立ち
売り業者というものがしばしば利用者に迷惑をか
けておるといふケースがあることは、私どもよく
承知しております。実は自然公園の特別地域の中
において、たとえば著しく騒音を発する、ある
いは展望所を占拠したり、嫌悪の情を催させるよ
うなしかたで客引きをしたりというような行為で

公園利用者に著しく迷惑をかけるような場合に
は、これを規制することは可能であります。この
ような場合が生じた場合、二十四条によつて
処置をしまつてまいりたいということを最初に申し上
げます。

ただ実際問題として、実はこれは先年日光国立
公園内においてあった例であります。たまたま
栃木県の県条例にそうした場合の規定が全然な
かつた。そして業者が立ち売りを行なつた場所自
体が県有地の中である。自然公園の範囲ではあり
まして県条例が直接かかるところであるため
に、国立公園監視員は切齒扼腕しながらも手の出
しようがなかつた。県庁に連絡をとつて県のほう
で手配をしていただいたというふうなケースもあ
ります。こういう規定で処置できない場合、私ど
もとしては都道府県等を含める関係方面と連携を
保ちつつ、関係法令を活用してまいりたいと思
へておる次第であります。

○川俣委員 二十四条で規制していくといふこ
と、これは利用者のための規制という程度で、罰
し事項はそう見当たらぬのですが、この間熊
本、長崎の社務委員会の派遣委員に、そういう光
榮に私は当たりまして行かしてもらつたのです
が、海中公園を見せてもらひました。その際に陳
情になつておりました、海中公園で船からのぞかせ
て中を見せたら、これはいいというところでサンゴ礁
の乱獲が非常に多い。これを取り締まる、乱獲に
対する罰し事項というのはどの条項を適用するの
ですか。

○中村(一)政府委員 海中公園地区におきまして
は、先国会におきまして改正で入れていただきま
したように、厚生大臣の許可を得ないで、あるい
は都道府県知事の許可を得なければ熱帯魚、サン
ゴ、海藻その他これに類する動植物の採捕を禁止
しております。したがらぬままに、その許可を得な
いでもやりました場合におきましては、それは罰則
の規定がございします。

○川俣委員 そこで話が最初に戻つて結論にしま

すけれども、みんなで自然を守ろうという公衆道徳の教育だけではどうにもならない。これも必要なが、やはり罰し事項というものをある程度強くつくらなければだめだ。

それから三つ目には、管理というものを怠ってはいけない、こういうことなんです。罰し事項については法律屋さんのほうにまかせるにしても、管理の面——いま北海道から九州までの話がこの質疑応答の中で出たのだけれども、日本の自然公園を管理する人員というのは一体何人いるだろうか。一般しろとに聞いたら二千人か三千人くらい、こう言う。一体何人くらいいますか。

○橋本政府委員　いま管理事務所は全国に、国立公園の日光あるいは伊豆箱根等に六カ所ございす。また国立公園監視員そのものは、全国に五十五名おります。そして主要都道府県に対していわゆる専門技術者を十名、委託職員として派遣しております。同時に、民間有識者を委嘱しておる自然公園指導員、これが現員八百四十六名。状況はそのとおりであります。

○川俣委員　五十五人の監視員ではどうにもならないと思うのだが、公園部長、そうでしょう。そこで、この前やはり熊本、長崎で見せてもらった例の天草、雲仙ですか、あそこで管理員が一人もいないで管理している、これは相当強い要望があったのだけれども、どのようにするつもりなのか、来年度の予算等々全体をお話し願えれば……。

○中村（一）政府委員　ごらんいただきましたとおり、おいでになりましたときは、雲仙の管理員が阿蘇のほうに行っておりましたので、欠員の状態でございました。私ども、管理員につきましましてはもっとも増員してもらいたいということをおねがひ希望いたしておるわけですが、御承知のとおり、公務員の増員につきましては非常な規制がありまして、いまのような状態になっております。明年度におきましては、管理員をとりあえず四名増員していただきますように、ただいま予算要求いたしている段階でございます。

それからまた、ごらんいただきました雲仙につきましては、短期の期間欠員となっておりますが、これはもとへ戻すという考えであります。

○川俣委員　それから、予算を少し説明していただかせんか。国立公園に一体どのくらいの予算をかけているものか。来年度はどのくらいの予算を要求しているか。

○中村（一）政府委員　自然公園の關係の予算といましては、本年度の予算が十二億二千万円でございすが、四十六年度といたしましてはこれをふやまして、二十二億四千万円の要求をただいま大蔵省に提出しております。

○川俣委員　私は五十五人の人員を四人しかふやさないということですが、かりましたのですけれども、しかも国立公園の管理事務所が、十和田と瀬戸内海と二つ本年度に新設になったわけですね。それだけに、四人をふやしてどうなるかということなんです。この辺の展望、見通しとかいうか、もう少し政務次官どうですか。とても管理なんかできるものじゃないというのです。

○橋本政府委員　確かに五十五名という国立公園監視員そのものの数が十分であるとは、どんなことがあっても私も申せません。そうして来年度の四名という定員要求に対しても、それでは少な過ぎるというおしかりが出ることは当然であります。そして、そのおしかりは甘受をいたします。しかし同時に、この際川俣先生に非常によい点を御指摘いただいたわけでありまして、私どもとしてぜひ国民に訴えたいことをお聞きを願いたいと思うのであります。

世界各國、わが国の国立公園と同じような自然保護行政というものは行なわれております。どの国においても、その面積、個所数に比してそれほど大量の監視員を置いておるわけではありませぬ。アメリカ等においても先生よく御承知のとおり、たとえばヨセミテならヨセミテという一つの大きな区画内に、せいぜい二、三人の監視員がいるだけであります。そして、それだけでまた十分なのであります。なぜわが国だけがわざわざ公園

法の中に清掃に関する条文を入れなければならないのか。それこそ、北アルプスの沢の水が飯ごうの残りめしを捨てたために飲めないような事態がでるのか、富士山の清掃のために何百人という民間人の協力を得て、リュックサックをかついでいきかんを拾わなければならないのか、むしろ私どもは国立公園行政、自然保護行政全体の中で一番国民に訴えたい点はこの点なのであります。現状においてはたとえ三千名、四千名の監視員を置いたところで、わが国の国土の中で将来に残すべき景観を持ち、生態を持っている自然の財産というものをそのままに残していくことは至難であります。私が高校生時代初めて北アルプスの白馬岳に登りましたときには、白馬岳の大雪渓の上にはお花畑がきれいに咲いておりました。今日あそこを一輪の花すら見ることができない。だが、一体これをなくしたのか。心ない一部の人のたのしわざであります。かつて高山植物の宝庫とまでいわれた、また北アルプスの景観を一番楽しめる場所として人々に親しまれてきた飛騨、今日ではその山の象徴のようにいわれたコマカサなどは見る影もなくなりました。むしろ一生懸命に山小屋の管理人がそれを育てて、人工によってその花を人々に見せようとしておられます。私どもは監視員の増員また管理機構も決して現状で十分だとは申しません。不足でございます。なお伸ばしていく努力を怠るつもりはございません。しかしそれだけでは決して済まないものがあるのだということだけぜひ私には皆さん方に御理解をいただきたい。そして本来ならば監視員が一々監視をしないでも、少なくとも自分たちの子供、孫の時代にまでその自然の景観が保護され、自然の与えた美しさが楽しめるような状態になることが本筋なのであります。その意味では私どもは、監視員の増員を考え、管理機構の充足を考えなければならぬ。今日の国立公園行政というものに對して、現場の第一線の監視員を含めて、ほんとうに情けない気持ちで取り組んでおります。私どもはまたまたまいまお与えをいただきましたこの機会に、公園

行政に携わる者として常日ごろ胸の中にわだかまっていることを申し上げました。私ども全力を尽くして努力いたしてまいります。どうか国民に對しても将来にわたっての御協力を賜わりたいと、心からお願ひ申し上げる次第でございます。

○川俣委員　終わります。

○倉成委員長　瀬野栄次郎君。

○瀬野委員　自然公園法の一部を改正する法律案について厚生大臣並びに国立公園部長に質問をいたします。

政府の提出議案となっておりますところの自然公園法の一部を改正する法律案は、改正の要点が自然環境の保護に関する国等の責務、公園内の公共の場所についての清潔の保持、湖沼等への汚水の排出の規制等となっておりますが、いまや御承知のごとく、一九七〇年代は公害年代といわれ、全国土にわたって河川汚濁、湖沼、港湾の汚濁が起りまして、国民は公害に悩まされ、公害列島日本という異名を叫ばれておるのであります。このような状態で高度成長がそのまま推移してまいりますと、将来おそるべき状態になることを憂慮するところでありまして、目を迫うにつれて公害は社会問題としてその度を深刻にいたしておるところでございます。

言うまでもなく、森林は林産物の生産及び国土保全その他公共的機能を通じて国民経済の発展と国民生活の向上に寄与しておることは言うまでもないことであります。また最近における産業施設等の拡大に伴って水資源涵養のための資源及び防災資源としての森林への依存度はますます高まり、レクリエーション利用の増大による保健、休養のための資源としての森林の重要性が高まってきたことも、御承知のとおりであります。

さて、国立公園はその面積は、政府の数字によりますと、百九十六万三千七百四十一ヘクタールで全国土の約五・三％、国定公園は九十一万五千三百七ヘクタールで全国土の二・四八％となっておりますが、いまや国立、国定公園の持つ意義は大きくなつてまいっておりますのでございます。か

かる見地から順次お尋ねをしてみたいと思います。

まず最初に、国立公園並びに国定公園の指定について、厚生省の指定に対する対処方針を政務次官にお尋ねをいたしたいのでございます。

○橋本政府委員 いま瀬野先生がお話しになりましたとおり的重要性を持つ国立公園また国定公園であります。私どもは国立公園というものはわが国の自然を代表するに足る傑出した地域、いわば非常に重要な一格的高いという言い方が当たるかどうかわかりませんが、地域であるという考え方をとっておりますので、その新規指定あるいは区域の拡張等については相当以上にきびしいワタをはめております。また、国定公園については、昭和四十三年三月の自然公園審議会の答申においても、野外レクリエーションの需要の急激な増大に応じた整備を行なう必要があるという指摘も受けております。その方針に基づいて、自然の保護に重点を置くと同時に、都市の周辺に位置して国民の利用性を重視するという二つの考え方に

は早ければ年内にも拡張を認めたいと考えております。また日光国立公園において会津駒、あるいは伊勢志摩国立公園において、また吉野熊野国立公園において熊野灘、また吉野熊野国立公園において枯木灘、こうしたところが現在指定要望と同時に私どもとして検討いたしておるものであります。

また、国定公園として指定要望中のものは相当数がございますが、現在県立指定公園である愛知高原、揖斐・関ヶ原・養老、室生・赤目・青山、大和青垣、この四カ所については、すでに国定公園に含めるべく指定の告示の手続をいたしております。

また、現在検討中のものになりますと相当数ございまして、富士川、日高山脈、津軽、男鹿、越後三山・只見、あるいは奥武蔵、伊吹山系、日豊海岸、九州中央山地、北九州、奄美群島、沖縄本島、これは検討中のものとしては非常にたくさんございます。

区域拡張については、現在すでに指定、告示の手續中でありまうものに天竜・奥三河、また飛騨・木曾川、鈴鹿、琵琶湖、これらがすでに告示の手續中のものでありますし、引き続き検討いたしておるものとしては丹沢山塊の中の丹沢の大山、佐渡弥彦、金剛生駒、足摺、こうしたところでいま検討が加えられております。

○瀬野委員 ただいま御説明いただきましたが、国定公園としていただいた御答弁の中にあります指定要望中のもので、新規指定として現在県立自然公園であるところの日豊海岸、九州中央山地、北九州その他奄美群島、沖縄本島等の九州関係の指定の見通しについて概略をお持ちでございます。また再度お伺いをいたしたいのであります。

○橋本政府委員 九州関係の四地域、すなわち日豊海岸、九州中央山地あるいは北九州その他奄美群島等、これはそれぞれに独特な非常にすぐれた自然景観を持っておる地域であります。私どもとしては、これらの地域については、近く自然公園審議会にはかった上で、その御決定をいただきます

したら指定をするつもりで準備を進めていきたいと考えておるところであります。また沖縄本島については、現在政府立の公園として指定されている三公園及び周辺の諸島を含めてこれは調査、検討し、その中で必要な地域について国定公園に指定をしたいと思いますわけでありまして。

また実は一番問題なのは西表島なのでありますし、しばらく前に原生林の伐採等の問題が起き、急遽琉球政府と協議の上それを停止をいたしました経緯等もございまして。これは動植物においても非常に独特のものを持つ地域でありますし、また付近の海域においても、本州あるいは北海道、九州、四国方面の海面とはおのずから異なつた独特の景観を持っておる地域であります。私どもとしては、これが復帰後直ちに国立公園に指定したいという考え方で、現在すでに実地調査を進めておる段階であります。

○瀬野委員 九州関係の四地域及び沖縄については、ただいま詳細説明ございましたが、ぜひひとつ審議会の決定をまつて早急に指定が進められて自然の維持がでますように、よろしくお願いをいたす次第であります。

次に、国立公園は地帯区分が厚生省、森林計画に基づき施業が林野庁となつておるのでございまして、自然保護の各諸団体等から、公益的見地より、林野庁が専管している国有林を全面的に厚生省へ所管がえをしていただきたいというよう強い要請等がなされておるわけでございますが、この際このことについて、厚生省の御見解を承っておきたいのでございます。

○橋本政府委員 実は過去において何回か林野庁との間に伐採計画の論議が行なわれましたために、そうした御意見が出てまいつておると承知をいたしております。現在自然公園法の第四十条一項の規定に基づいて、国立公園、国定公園それぞれの立場において、林野庁のほうからあらかじめ厚生大臣が協議を受けるといふほうの形が比較的にスムーズに運用されるようになりました。そういう状況から考えてまいりますと、必ずしも私ども

は国有林全体を厚生省に所管がえをしていただくなくても、同じ政府の部内でありまして、十分な行政はしているものと考えております。そしてまた同時に、原生林、北海道方面にもありますし、近くに例をとれば富士山ろくの青木が原の樹海のように一切これは手を加えさせはならない種類のものと同時に、人工的に造林をされ、その人工的な造林の美が自然の景観をなしているものについては、ある程度また適期の採伐の要るものもございまして。そうしたことを総合して考えますと、私は現在のようないかなる協力関係にありまう限り、国有林をして厚生省に全部移管していただくことなく、私は同じ政府部内として行政は十分に行なわれると考えております。

○瀬野委員 昭和二十八年年度以降林野庁から所管がえを受けておるところの状況について、簡潔にひとつ件数、面積、所管がえの価格等の実績及び今後の対処方針をお伺いしておきたいのであります。

○中村（一）政府委員 昭和二十八年年度以降林野庁から所管がえを受けたところは四十件でございます。その面積は総面積六百五五ヘクタール、所管がえの価格は七千五百三十八万円でございます。

○瀬野委員 国立公園等の区域内の自然保護上必要な地域の民有地買上げ方針についてお伺いをいたしたいのであります。なお、昭和四十二年以降現在までの買上げ状況についても、この機会にあわせ御答弁をいただきたいと思ひます。

○中村（一）政府委員 国立公園等の区域内におきましては公用制限の関係もございまして、御指摘のとおり、これを国あるいは地方団体で買上げるといふことが望ましいわけでございます。私どももいたしまして昭和四十二年から都道府県が買上げの場合、それに対して二分の一の補助をするというのをいたしまして、今日までやつておるわけでございます。さらにまた明年度におきましてこの補助の金額を増大するように、ただいま大蔵省に予算を要求しておりますのでござい

ます。また本土復帰の暁において私どもとしてぜひ指定をしたいという強い希望を持っておりますものには、沖縄諸島の中での特に西表島その周辺の海面、こうしたものがございまして。それと同時に、区域拡張の要望が出ており、現在検討いたしておるものは陸中海岸の久慈、これ

は早ければ年内にも拡張を認めたいと考えております。また日光国立公園において会津駒、あるいは伊勢志摩国立公園において、また吉野熊野国立公園において熊野灘、また吉野熊野国立公園において枯木灘、こうしたところが現在指定要望と同時に私どもとして検討いたしておるものであります。

また実は一番問題なのは西表島なのでありますし、しばらく前に原生林の伐採等の問題が起き、急遽琉球政府と協議の上それを停止をいたしました経緯等もございまして。これは動植物においても非常に独特のものを持つ地域でありますし、また付近の海域においても、本州あるいは北海道、九州、四国方面の海面とはおのずから異なつた独特の景観を持っておる地域であります。私どもとしては、これが復帰後直ちに国立公園に指定したいという考え方で、現在すでに実地調査を進めておる段階であります。

○瀬野委員 国立公園等の区域内の自然保護上必要な地域の民有地買上げ方針についてお伺いをいたしたいのであります。なお、昭和四十二年以降現在までの買上げ状況についても、この機会にあわせ御答弁をいただきたいと思ひます。

すが、実績を申し上げますと四十二年、度に二地区、四十三年度に三地区、四十四年度に二地区、こういふふうな情勢でございまして、現在昭和四十五年につきましては各県と折衝いたしておるところでございします。

○瀬野委員 次に国立公園等の区域内において、できる限り森林を自然のまま保護すべきであるというところでございしますが、これは当然のこととして、森林の伐採制限、全面的に禁止してほしいというふうな要望も出ておるわけでございしますが、これらの問題についていかなる対処方針を持つておられるか伺いたします。

○橋本政府委員 実は最近自然公園内の原生林の一部が伐採されて問題を起こしておるところがございします。しかし最初公園を設けるときに際して公園計画に上林業生産とのからみから、この地域は実は調整をいたしました結果、伐採もやむを得ないとしてあつた地域なのであります。しかし近年の自然環境保全の重要性から考え、私どもとしてはたゞいま申し上げましたとおり、原生林というものの針を強化しつつある次第であります。現在、林業との再調整をはかるべく関係方面とも折衝をしておる最中でありまして、私どもとしてはあくまでも保護すべき原生林に關しては一本一草たりとも切らせないという方針は堅持してまいらるつもりであります。

○瀬野委員 ただいま政務次官から力強い御答弁をいただきましたが、原生林等は一木一草といへども切らせない、目下調整を林野庁当局ともやっておりますというところでございしたので、ぜひひとつこの点はよろしく今度とも推進をしていただきたい、そのように思っております。

私も従来から、東京の奥座敷といわれる奥日光、奥秩父あるいは日本全土にわたって十数カ所も調査をいたしまして、農林水産委員会でもしばしば林野庁にただして見たところでございしますが、地帯区分が厚生省、施業のはうが林野庁となつておりますので、この辺の連携を密にされま

して今後ひとつ、国民の資産でもある後代に残すべき自然環境の破壊ということについては、十分厚生省当局の配慮をお願いしたい、かように思うわけであります。

次に、最も大事なことでございしますが、今後国立公園等の区域内の特別保護地区を思い切つて拡張すべきであると思ふのでありますが、こういうことについて御見解を承りたいのであります。御承知のように自然公園法に基づきまして、自然公園区域内における森林の施業についてというもので、昭和三十四年十一月二日 三四 林野指第六四一七号 林野庁長官より各管林局長あて厚生省発回第四六八号依拠によりましてこの通牒が出されております。その後昭和三十七年十一月改正が行なわれまして八年間が経過されております。この中には御承知のように特別保護地区と一般地域とありまして、一種、二種、三種の区域があることは御承知のとおりであります。公害によつてこのように自然が破壊されておる今日、ぜひともこの自然公園法に基づく自然公園区域内における森林の施業についてというものを検討を加えていただきまして、今後改正し検討をしていくべきである、かように私は思つておるわけであります。が、このことについて政務次官の御答弁をお願いしたいのであります。

○橋本政府委員 確かに自然保護という観点のみにしほれば、特別保護地区を山ほどこしらへるといふことはきわめて望ましいことではあります。しかし特別保護地区を指定する場合に、他の産業行為あるいはその所有権、それらに基づく各種の土地利用についてきびしく規制を加へることになります。指定そのものにあたつて他の行政とあらかじめ調整を行なわなければならぬとせんと。私どもとしては、重要な景観地あるいは原生林地帯、特別保護地区の拡張あるいは新規指定を行なうべく現在も関係者との協議を行なつております。大雪山等特に重要と思はれる地域から拡張指定を行なうべく再検討を加えておる最中でありまして、その御指摘でありますけれども、自然公

園区域内における森林の施業についてというそのものについては、森林施業の制限細目をきめておる、先生御承知のとおり基準でありまして、その基準そのものは私どもは必ずしも改定を要するとは考えておりません。むしろ公園計画の中において私どもがなお考えなければならぬのは、この基準に従つて特別保護地区を第一種から第三種までに地域区分をしておるその地域区分がはたしてこれで適正であるかどうか、妥当であるかどうか、この地域区分について私どもは再検討を加へる必要があると考へ、今日取り組んでおる次第であります。

○瀬野委員 このことについてはいづれまたいろいろと質問をいたすことにいたしまして、あと三點お伺いをいたしたいのでございします。

次は国立、国定公園内の自家用車の制限という点についてお伺いをいたしたいのであります。が、米国等ではいわゆる国立公園内の自家用車の混雑とか排気ガスによるいろいろな被害あるいは事故または諸般のことから、ある場所までは自家用車で参りまして、ある場所まではバスに乗りかえて歩いて公園内へ参りまして、そこから遊歩道まで歩くというふうなことで制限を加へておるところがございします。日本の国定公園、国立公園一がいはいえませんが、こんな自動車もふえ、公園内が、先ほどから答弁ありましたように、富士山に何千名の人々がリュックをしょつてあきかんと拾つて歩かなければならぬというふうなことになるてまいりますと、もうたいへんな管理の手が要るわけでございします。そういうことから、もういっただけ地域を限定いたしました自家用車の乗り入れの制限をし、自然の破壊を少なくしていく、こういうことを今後わが国においても大いに考へていくべきではないかと思ひますが、このことについてひとつ御見解を承つておきたいのであります。

○橋本政府委員 確かに、最近の自動車ラッシュが国立公園あるいは国定公園等においても影響を与えておる事例があることは事実でございします。

ただ、いま自動車そのものの制限という点から先生はお話しをいただきました。実は私どもは従来から、むしろその自動車道路を建設することそのものについて、重要な地域についてはその可否を慎重に検討してまいりました。非常に自動車が多数入る、あるいは自動車ばかりではない、人間そのものでありまして、非常に多数の人が入つた場合にその自然環境を破壊するようなおそれのある場所には、むしろ道路そのものを建設させないという方向で行政を進めてまいつたわけであります。ただその当時には予測しなかつた自動車ラッシュの状況から、その当時としてはたいじようぶだと思つておりました場所でも、今日問題が起つておるケースはございします。こういう場合にはむしろ私は現在の道交法第七條でありまして、警察庁あるいは地元の公安委員会と連絡をとりながら乗り入れ規制を行なう、あるいは迂回をさせる、一定以上の車を入らせないとといったような行政をしてまいり、また今後もそうした方向で進めてまいりたいと考へております。

○瀬野委員 ただいま御答弁がありましたように、自然公園法の一部を改正する法律案の提案がなされておるときでもございしますから、どうか今後特にそういうことについても強力にひとつ御検討をいただきたい、かように思ひます。

次に国立、国定公園内の遊歩道の設置というところでありますが、予算も伴うことでなかなかたいへんだと思ひますけれども、幹線道路にやはりコケ、シダ類の観賞植物、あるいは学術研究のため、あるいはいろいろな昆虫採集とかあるいは散歩をするというふうなことで、自然道路の遊歩道等を今後つくつて、みだりに林地内に入つて山菜をとつたりあるいは高山植物等をとるといふようなことがないようには配慮が必要である。と同時に、標識等も自然の景観をこわさない標識等をつける。最近はずいぶん配慮がなされておりますけれども、こんなことについても今後ますます配慮をしていただきたい、こう思うのですが、この点に

ついで簡単に御見解を承っておきたいのであります。

○橋本政府委員 確かに現在の国民的なレクリエーションのあり方、またその方向から見まして、遊歩道等の整備、またその道そのものをふやしていくことも必要であろうと思います。そうしてその一つの国の大きな考え方のあらわれが、本年から始まっております、いわゆる東海自然歩道等にもあらわれておるわけでありませう。

〔委員長退席、増岡委員長代理着席〕

その際にやはり問題になりますのは、その遊歩道をつくることによってその自然環境が破壊をされない、道路そのものをつくることによって破壊はされなくても、そこを歩く人々の心ないしわざによって破壊をされるものについても、これは現実には防ぎようがないわけでありませう。私も遊歩道その他の整備も考えておりますし、現にたとえ日光公園湯滝の下から戦場が原を横切つて中禅寺に至る遊歩道等が非常に活用されておる状況も存じております。そうした意味での活用は今後もはかつてまいりますし、増強もはかつてまいります。あわせて、先ほど川俣委員にも申し上げたような、監視を必要としない良識ある態度というものを利用者の方々にもお願いしたいわけでありませう。

○瀬野委員 時間の制約もございませうので、最後に一点だけ申し上げて終わりたいと思ひますが、本法の一部改正とともに、国民の自然保護に対する要請がますます高まっております。国立、国定公園地域内の監視員、これは管理員ですか、それから自然保護指導員等の大幅の増員、それから指導管理の充実、こういったことが大事になってまいりましたが、これらのことが昭和四十六年度予算要求等にいかにか検討されておられるか、最後に承りたいと思ひのであります。

○橋本政府委員 先ほど申し上げましたように、現在わずかに五十五名とおしかりを受けております国立公園監視員、私どもは来年度四名の増員を要求をいたしております。しかしそれと同時に、先

ほど川俣先生にも申し上げたことでありますが、私どもは今後も管理体制の強化をはかり、増員をはかつてまいりますけれども、同時に、監視が必要のない状況にまで利用者の方々にもお考えをお願いしたい。現行のような自然破壊が行なわれている限りは、何千何万の監視員があつても、それを完全に防ぎ切つていくことは不可能なのであります。自分たちの子供の代、孫の代にまで、先祖から代々引き継がれてきた自然環境というものを伝えていく上において、国民にも御協力を願ひたいと思ひのであります。

○瀬野委員 時間が参りましたので、以上で私の質問は終わります。

○増岡委員長代理 吉田泰造君。

○吉田(泰)委員 自然公園法の一部を改正する法律案で、同僚委員の質問をいろいろ拝聴をしております。率直に言ひまして、法律そのものにはたいしたことはないと思ひます。私はまず具体的に、この法律の一部改正の中の清潔の保持という問題と、それからもう一点はいわゆる排水規制の問題、三点目は政府並びに厚生省の——先ほど来次官のお話を聞いておりました、政府の態度といひますか、そういう三点について、時間もありませんので簡単に御質問申し上げたいと思ひます。まず第一点の清潔の保持という問題であります。先ほど来いろいろの御答弁の中で、あとで結論的に質疑をしたいと思ひますが、ちょっと私の考へている点と違つていふ点があると思ひますので、明らかにしていただきたいと思います。

清潔の保持と簡単にいっておりますが、中身はなかなかむずかしくてできないことだ、非常に困難が伴うであらう、こういうふうな考へます。現在清潔の保持ということの改正の趣旨の要点の一つにうたつて厚生省としては具体的な施策をお持ちかどうか。法改正に伴う具体的な施策があるかどうか、公園部長にまずお伺ひしたいと思ひます。

○中村(一)政府委員 国立公園の中におきましますところの美化清掃につきましては、実は国立公園行

政の中で非常に頭の痛いむずかしい問題であるわけでございます。と申しますのは、先生御承知のとおり、その地域が非常に広いということ、それから、それを利用します者の数が爆発的にふえてきておるといふこと、それから、捨てます、よごしますごみ等が、都市における産業廃棄物と同様、まことに扱いにくいものがだんだんふえてきたということ、それから、現行の清掃法でございますが、現在の清掃法のたてまえから、季節的な清掃地域になりませんと、市町村におきましてもそれが清掃の地域にならないという法制上の問題もございまして、なかなかやりにくいところでございます。いま、現在まで私のほうは、国立公園の現場の管理事務所あるいは管理員等が地元都道府県、市町村と連絡をとりまして、清掃をいたしますところの地区を組織づくりをやつて、事実上はいろいろ努力しながらやつてきておるわけでございます。

今年度で申しますと、たとえば昭和四十四年度におきましては、国立公園の地区におきましては、国立公園の中で百二十六の地区におきまして約八千二百万ほどの経費をかけましていろいろとやつております。しかしながら、このことにつきましても、やり方におきましていろいろ地方によつてまちまちでございます。性質はいろいろとあるわけでございます。私どもは、今回の法律改正をお認めいただきましたならば、この清潔の保持ということが明らかに国の義務あるいは地方公共団体の義務となりましたらば、これは、今回の清掃法の改正と相まちまして、自然公園内の清潔保持につきましては、あらためて本腰を入れ

てやつていきたい、こういうふうな思つております。

○吉田(泰)委員 公園部長からいろいろ話をお伺ひしました。問題は、清潔の保持をはかりたいとすると、人と金と、しかもその歯どめが要ると私は思ひます。そのいづれを欠いてもできないと思ひます。ところが人は、政務次官から先ほど委員の質問でいろいろお答えをいただいております。

すので重複は避けますが、国立公園が二十三カ所あるのに五十五名の監視員——監視員を違つた次元で政務次官は御答弁なさつておられますが、私はやはり絶対的に不足だと思ひます。この点がまず一点。この問題は、いづれにしても国民の利用する側の態度いかんにもよりませうけれども、やはり何とかしなければならぬ問題だらう。

もう一つは予算の問題、金の問題です。清掃予算というのは、誤りがあつたら訂正していただきたいのですが、清掃予算そのものにはいままで八百万足らずしか金をかけていない。しかも、それも厚生省の持つてゐる土地、いわゆる公園というのではなくて、厚生省所管の土地のみに使われておつた。農林省予算は全然ない。地方自治体はどうかといひますと、地方自治体は自発的なものですね、今回の改正によつて責任を明示したから、これだけは直してもらわなければいけません。自発的な姿で予算を出してゐる。ほとんどのものが受益者、あるいはその土地の保護会とかあるのは美し

くする会とか、もつぱらそういうような民間団体に依存してゐるという形ではたして清潔の保持ができるか。

もう一つついでに申し上げますが、人と金と歯どめが要ると私は言つたのでありますが、それは法規制の問題だらうと思ひます。つまり、ごみを捨てる、はたして次官の御説明のような、趣旨は非常にけっこうで、ほんとうにごもつともでございませうが、そのことだけではたしてできるかどうか、私はできないだらうと思ひます。結局は清掃法の、いわゆるごみを捨てて一万円以下の罰金というところに清掃法で定められていませう。これは私の提案なんです、厚生省で単独でできるところでもありません、一つの提案として、あとで私が政府の態度について述べますけれども、反則金制度というふうなものを考へてみたかどうか。いわゆる発想の転換を望みたい。アメリカがきれいというけれども、子供さんが窓から物をほうりつたら三十ドルの反則金を取られるのです。子供のときからそういう環境の中で育つてゐるか

ら、公害をかけてはいけないのだ、経済的にも困る、そういうことがある。一万円の罰金といったところで、公園内を非常によごした者をいままで清掃法によって処罰されたことがあるかどうか、そういうことは私は監視員がおつてもできないと思うのです。そういう姿の何にもしない監視員なら、政務次官の言うように私は要らないと思うのです。五十名でむしろこうだと思ふのです。

しかし、真剣にいろいろなことを考えて、むずかしい問題でしようけれども、新しい時代に将来の公園を考へる、自然保持を考へる、将来の子孫のことを考へるならば、例をアメリカにとるならば、そういう形のいわゆる反則金というふうなもの、前科にもならないそういう形において経済的にちゃんと損害は賠償させる、即決主義でやらすという一つのアイデアを私は提案をして、人と金と歯どめがなかったならば清潔の保持はうたい文句で、ざる法で何にもできない。人もふやし、金もふやし、そういうことでは効果はあがらぬだろうという気が私はするのですが、政務次官、反則金の提案に対してはどうですか。

○橋本政府委員 多くの問題点がありましたが、順を追ってお答えをしてみますと、来年度の予算の概算要求に、実は私も国立公園の清掃の費用として八千五百万円の予算計上をいたしております。そして、その予算を国立公園管理事務所及び国立公園監視員が中心となりまして、関係の地方公共団体あるいは地方民間団体等の協力を得て、美化、清掃の組織をつくって、これは年間または季節的に清掃活動を実施していく、国定公園においても同様に美化、清掃の実をあげるように、都道府県と緊密な連絡をとりたい、このように考へております。その意味では、吉田先生がいま御指摘になりました考へ方と私もは変わりはないと思います。従来においても、実は公園内の清掃に必要な予算というものは何回も要求をいたしました。遺憾ながら力足らずで予算化できなかったというところであります。

また、現在の自然公園法、ざるであると言われ

ますが、先生御承知のとおり、ごみを投棄することは禁止をしておりますし、この違反者に対して罰金を科することもできるようになっております。むしろこういう禁止規定のあること自体を知らぬ利用者もずいぶんありますので、今後こうした規定自体の周知徹底をはかっていくと同時に、この罰則の適用をきびしくしてまいりたいということを考へております。

いま先生、アメリカの例をお引きになりまして、確かに反則金制度がアメリカにおいて活用されておることは事実であります。アメリカの国立公園、わが国と遺憾ながら性格の違ひますのは、向こうは全部国有地であるという点、私どもの所管する自然公園の中には、民有地もあれば公有地もあれば国有地もある、いわゆる所管地でありま

す。完全な国有地であれば、反則金というふうな制度そのままに採用することができると思ふますが、いまの日本の国立公園というものは、国定公園というものの土地の所有権のあり方から見ると、反則金というものに今日の時点で踏み切ることには非常に困難な点がございます。

また、五十五名の監視員でも、現在の仕事ならばそんなものはなくたって同じだと言われまして。これは、一度先生、彼らが毎日第一線においてどのような努力を繰り返しているかを見てやっていただきたいと思います。私は、五十五名、先ほど決まっていますと多いとは言わない、われわれも十分だと思つていて多いことを申し上げました。その能力の限度一ぱいに、彼らは彼らなりに一生懸命の努力をしてくれております。そして、その努力があればこそ、今日の状況でなお自然公園というものの価値が存続されておるのであります。その点は特に申し添えさせていただきますたいと思ひます。

○吉田(榮)委員 反則金の提案に対しては、いま即時に採用は不可能だ、いろいろな困難な問題はあろうかと思ひます。ただ、いま御答弁の中で——あとで日本の政府の態度、国の態度あるいは厚生省の態度ということで第三番目の質問をさせてい

ただきたいと思ひますが、たまたま話が出ましたので、現在の公園法そのものが自然公園というところで、国立公園、国定公園の場合、たとえば国立公園の場合をとりますと、景勝地を見てばっと投網を張って、人のものでも国のものでも——それは非常に安易な法律だと私は思ふのです。したがって国立でその中の国有地は大体六〇％くらい、国定の場合四〇％くらいと称しています。あとは民間地とかほかの所有者ですね。その態度にも問題があつて、私は正しい姿ではないというふうな感じがします。それはあとに譲ります。

反則金の問題は、いま法律的に清掃法による罰金制度、そういうものがあるから歯どめになるという考へ方ですが、私はもうそれだけではならぬという気がします。その考へ方を変えていただきたいと思ひます。

その前に、この監視員の毎年の就職状況を聞きますと、大体大学の農学部を出た方が、専門家が監視員に就職を希望される方が非常に多い。大体五名くらいの採用に対して百名をこす造園学の専攻者がやってくる。私はそれを聞いて、ある意味で——いま政務次官が現場の五十五名の監視員の仕事ぶりを見てくれというお話でしたが、私は十分理解して発言しておるつもりなんです。これはどういう意味かといいますと、私はなぜ就職のこのモチベーションかといいますと、私はなぜ就職のモチベーションかといいますと、やはり自然に対する新しい野望かと思ふのです。少なくともわれわれの大学時代の学部では、監視員の希望者というのは、私の経験、見聞きするところでは少なかつた。いまや非常に多いというところは、そういう時代感覚を、いまのいわゆる就職適齢期の方々が、公園というもののについて古い人より非常に認識を深く持っている。はかに要因もあると思ひます。あるいは会社へ入つておつき合ひするの人間ざらいな人とか、自然に親しもうとか、そういうような方もあると思ひますけれども、ほとんどの目的は、

いわゆる造園を研究したい、興味を持ちたい、自然に親しみたいというふうな動機があると思ふのです。したがって、五名の募集に対して非常に多い百名以上の就職希望者がある。この人を育てるということは、私は新しい日本の国民の若い感覚を先取りすることだと思ふのです。いままでと違つた就職希望なんですね。だから、学校に残つて大学の教授になるよりか、いわゆる造園学をやりたい。外国では風致工学と言つておるようですが、新しいそういうものに取り組みたい、将来のそういう使命感というものをちゃんと認識しておるという気がするので。だから、その先取りした形でない、私はいまのいわゆる罰金制度でいいじゃないかというふうな議論が成り立つのじゃないか、この辺でひとつ発想を転換しないと、清潔の保持なんと言つたつて、言うばかりでできやせぬぞという気がいたします。

てしよう。それから、あとで述べますけれども、モラルの高揚とか、利用者の態度とか、両々相まななければならぬ公園内はきれいなならないという感じがいたしますので、再度反則金という問題を新しい提案として何とか研究をしていただきたい。心からお願いをいたします。

○橋本政府委員 最初にちょっと、たいへん恐縮であります。先生、先ほどの私の答弁が不十分だったかもしれませんが、お間違えのようでありますので訂正をさせていただきます。

私は、その罰則、罰金というものは清掃法で申し上げたものではありません。自然公園法二十四条の一項一号「国立公園又は国定公園の利用者に著しく不快の念をおこさせるような方法で、ごみその他の」という条文、それを受けた五十一一条の「一万円以下の罰金」というその条文を引用して申し上げたのでありまして、清掃法の規定を準用するつもりはございません。

それで、いま一言だけつけ加えさせていただきますのですが、いま先生からはなくともお話がありましたように、吉田先生でも、自然公園法を初めて見たと言われた。そして、お子さんは国立公園監視員の存在を知っておられたと言われた。現実に現在、実は国立公園、国定公園をよこしてしようがない者は実はおとなでありまして、明治、大正、昭和の初期であります。今日育ちつづける青少年は、自然また国立公園、国定公園を大切にしなければならぬということをよく知っております。おとなが問題である。その場合に、反則金という新たな制度を——これは私も考えさせていたたたきたい提案の一つではありますけれども、今日の時点で採用するよりは、いまある法律、おとなたちがその時代におつくりになった法律でやはり罰金をわれわれは取りたい。率直に申し上げて罰金を取りたい。それがわれわれの気持ちであります。

○吉田(衆)委員 これは、即座に一つの提案として反則金制度を提案いたしましたけれども、なかなか困難な問題があるというところはよくわかつ

ております。そういう方向でひとつ考えていただきたい。いま政務次官の御答弁でもそのとおりですが、なかなかむずかしい問題があるかと思ひます。

時間があまりありませんので、先へ進みます。次は排出の規制の問題なんです。現在の国立公園の排出規制、いわゆる国立公園等の湖沼への排出の規制方法について、基本的な方針というものを厚生省当局から私は手元にいただきました。その基本的な方針を讀みますと、原則として特別地域は各地域に分かれておりますけれども、原則として湖沼への人為的排水は認めないという方向で処理なさる、それももちろんけっこうです。そのとおりだと思います。ただ私は、原則として許可しないという中には許可するものもあると思うわけです。現在考えられております許可するもの、どういふものであつたらいいわけの原則として許可しないといううち外のものか、これは公園部長、いかがでしょうか。

○中村(二)政府委員 お答えを申し上げます。自然公園法で排水を規制いたします趣旨と申しますのは、湖沼等の水質につきましては、自然景観として見ます場合には、いわゆる公害対策といまして水質汚濁防止と違ひまして、透明度でありますとか、あるいは水の色というものが基本的な問題となるわけでございます。そうしまして、さらに自然環境のほうでございますので、自然そのものの状態に湖沼や湿原があることが望ましいわけでございますので、したがっていまして個々の湖沼ごとにその基準が違つてまいるわけでございますから、一つ一つの湖沼、湿原ごとに排水あるいは環境の基準というものはつくらなくちゃいけない、それが特色でございます。

そこで今度は具体的に中身に入りますと、ただいま先生御指摘になりましたように、特別保護地区の湖沼、湿原につきましては、これは自然環境を厳正に維持すべき地区でございますし、また湖沼等の水質も、透明度あるいは水の色に特性を有するものが多うございますので、それは原則として

て人為的な排水は許可しない。それから二番目に海中公園地区でございますが、これは海中の動植物を保護し、水を通してそれらのものを観察することが目的でございますので、これも原則としては同地区内への人為的排水は許可しない。

それから第三番目に、特別地域内の湖沼または湖沼に注ぐ水域あるいは水路の場合でございますが、この場合には、まず自然環境の基準として、これは湖沼の汚染の最大許容限度は、特に湖が富栄養湖となつては困るわけでございますので、これは貧栄養湖の状態とどまつていなければならぬわけでございます。その場合、一般的に富栄養湖と貧栄養湖を区分する場合の指標といたしまして、透明度でございますと五メートル、水質の指標といたしましてはおおむねBODが〇・五PPM、窒素〇・一五PPM、燐の場合が〇・〇二PPMというふうに出されております。こういうことを参考といたしまして当該湖沼の現況を勘案いたしまして、正常な状態を保持する段階を決定いたしたいと思ひます。

次に、そこへの排水の基準でございます。自然公園内におきますところの湖沼の特色といたしましては、そこに大きな工場があるとかいうことは考えられないわけでございますので、したがって汚染源は主として旅館とか食堂、売店等から出てくることの排水でございます。これらのうちで、屎尿処理槽とかあるいは下水の終末処理施設から出てきます排水は、これは建築基準法あるいは下水道法によりまして、それぞれの基準でそれに適合しているわけでございますから、それはその基準に従ふことといたしまして、厨房とかあるいはふろ場とかいふところから出てきますところの雑排水等につきましては、これは浄化槽または沈でん池を整備するといふふうなことで、そういう条件によつてこれは認めていきたいと思ひます。要は個々の河川ごとに固めていきたいと思ひしております。

を上回るような事態になるという場合におきましては、これはもう旅館等の施設そのものの新設とか増設に問題があるわけでございますので、それは現在の自然公園法の規定によりまして、そういう新増設を制限せざるを得ない、こういうふうにかえております。

○吉田(衆)委員 いまの排出規制を法改正をして、先ほどの基本方針に従つて各地の公園計画を全部変更しますね、ほとんどの地区は一応変更せざるを得ないと思ひます。公園計画としてすでに策定されたものは、その公園計画を変更する場合に、たとえば海中公園なんかは排出しておるものがないところを十カ所指定してありますね。だから、将来の予防だからこれは問題ないと思ひます。だが、すでに境界を越えておるようなところ、これが私は行政上一番問題として残つてくると思ひます。公園計画を変更することによつて生ずる問題点、非常に危険なところの問題点ですね。ということとは、レジャー人口の増加の予測が非常に変わつてきた。ということとは、公園計画の中では、私は幾つかの公園計画を見ました。各地の、たとえば日光国立公園の公園計画とか、いろいろな二、三の計画をくだきというところで拝見しますと、少なくともこの参考資料をいただいた末尾のレジャー人口の増加との計画が必ずしも符合していないのです。ということは、厚生省の計画と伸びとは、非常に予想しないほど経済的な発展の余波がこういふレジャー人口の増加になつてきている。これはいいことですが、厚生省の策定の中には平面的なプランしかないので、このことですね。地区指定はやつていますね。収容人員、これくらいの旅館設備はつくてよろしいというけれども、キャパシティの制限がない。排出の総量の規定がない。したがって、いまでもあぶない。たとえば日光の中禅寺湖とか、そういうところは現在でもすでに現状のものを規制せねばいかぬわけですね。そうしないと、この法律は死んでしまふと思ひます。そのときに、この自然公園法の政令の施行令の第十七条で改善命令が

出されますね。改善命令を出す気があるのかないのか、危険なところに対して。

○橋本政府委員 改善命令を出すつもりはありますし、またこれを活用しなければ、現在進行しつつあるものはとめられませんか。私も出さずつもりであります。

ただ、先ほど部長の答弁の中で一つだけ実は落ちておりました点がありますので、つけ加えますと、海中公園、また特別保護地区は排出規制をきびしく行なうわけでありまして、海中公園のほうは問題がない。したがって特別保護地区には、いま先生が例を引かれた日光国立公園に一つの例をとるなら、尾瀬沼における長蔵小屋のような、どうしても管理上必要な施設というものがございまして。こういうものに対しては、水質を十分調査した上で浄化槽その他を置かせて、直接排水をしないように規制をして排出をさせることはあり得ます。

○吉田(案)委員 既設のものの改善命令を出したならば、たとえば排水槽をこしらえろといつても、これは許可を受けてすでにつくっておるのですね。これは法律的に厳格にいえばたいへんな問題になると思うのです。はたしてそれが可能なものかどうか、だつて業者が金がないといつて断わつたらどうしますか。

○中村(一)政府委員 確かに法律的にはすでに改正の施行日以前にやっておりますことにつきましては及ぼすことができないわけでございますが、先ほど先生御指摘いただきましたような改善命令、これはたまたま次官が答えいたしましたとおり、ぜひこの規定によりまして努力をいたしたいと思つておりますが、問題は、聞かないときにどうするかというお話でございます。これは私も努力をいたしまして、これで協力をいたさうに繰り返しお願いするほかございませんが、ただ財政的なお金の問題でございますので、そういう資金等の手当等につきましても、私もはかねがね本問題について環境衛生金融公庫とお話をいたしておりますが、この点につきましても重点的

な貸し付けをお願いするようにたゞいまお互いに話をしているところでございます。

○吉田(案)委員 環境衛生局からどなたかお見えになっておられますか。——いまの既成のものに改善命令が出た場合に法律的な疑義が残ると思うのです。行政指導になつたやつを、繰り返し訴えて、法改正に伴う説明をしなければなりません。ほんとうは現状のままで危険なものに対しては何かの助成措置が要る。助成の金をやることはできなくても、融資なんかで、せつかく環境衛生金融公庫があるんだから、そこでこの法改正に伴ういわゆるワクなんというものは組み得るかどうかということですか。いかがですか。

○三浦説明員 確かに現在自然公園法の中では特段の措置はいたしておりませんが、私も、私も、自然公園法の改正を契機といたしまして、融資ワクをつくるか、あるいは貸し付け条件を、利子を検討するとかというふうな前向きで、改善命令を出すまでもなく、業界のほうにそういう特段の措置を講じてまいりたいと思つております。

○吉田(案)委員 それで、法改正に伴つた親切な行政指導ということ、改善命令の出しっぱなし、願ひばなしではなかなかできないと思つて、願ひばなしという点で厚生省が環境衛生金融公庫があるんだからそれを使う。しかも、ほかの人に迷惑をかけないような増ワクを大蔵省にも求めるといふ態度でないか、なかなか改善命令一本ではできないだらう。むしろ、日光尾瀬沼なんかの計画を見てみますと、数字の膨大なのに私もいささか驚いたのですが、ほんとうにすごい人が来ている。こういう時点をとらえて、そういう困難な地区だけに改善命令を出さなければいけません。場所が多いわけですから、そこに対して金融的な措置、そのことまでも考えてやらねえと実行ができません。じゃないか、このように考えます。政務次官からそういう措置について、将来のそういう金融の助成までをお考え賜りたい、このように考えます。

○橋本政府委員 確かに御指摘のとおりでありますけれども、国民の税金を特定業者の施設改善のためにたゞで上げてしまふわけにはまいりません。いま環境課からお答えを申し上げましたとおり、私も環境公庫というものを持っておりますので、これを活用することによって、そうした事態に対処してまいりたいと思つております。

○吉田(案)委員 この問題が起つた原因は、そういう利用者のいわゆる予想見込みが正しくないからなんですね。だから将来発生する国立公園、国立公園についての予想をキャパシティ指定をしておかぬといふへんなことになりまして、平面的指定じゃいけませんよといふことだけは、この問題の質問を終わるにあつて提案をしておきます。収容人員をきつときめて、多いときと少ないときと人数で規定しておかないと、施設だけはいけません。そうしないといふゆる規制になりませんからね。また許可して改善命令を出さなければいかにぬような状況になる。そこにあくまで法律的問題が残る。いま既存のものはすでに起こつてくるだらうと予測されますので、そういう点特別にお願いしておきます。

時間もありませんので、最後に結論を急ぎます。これは委員長に申し上げたい。大蔵省、お見えになっておられますか。——この委員会に差しかえてやつてまいつたのですが、私はこの法案担当の者で、政府の公園に対する姿勢を最後の締めくくりとして結論的に伺ひたいのです。また、きのう予算関係で大蔵省の人をお呼びしたのですが、先ほど、二十分ぐらいい前ですか、ノーという回答だったわけですね。私、おこつたのです。皆さん、予算編成あるいは公害国会で忙しいだらう。しかし、忙しくとも、立場はわかるけれども、きのうまでに連絡をいただきたい。きょう——いまお見えになったらしいのですが、出ぬでよろしい。私、これは委員長にもお願いしたいのですが、あとの問題にも関係すると思つて。

自然公園法というのは、言うならばたいした法律ではないといふようなお考えかどうかわかりませんが、事実私は、結論が必要だから申し上げる

のですが、まず外国の公園と比較をしてみたいと思つたのです。それと、政府の態度と発想の転換を望みたい。外国と比較をする場合に、先ほどちょっと触れましたが、日本の国立公園の場合には、国有地が約六〇％、四〇％は民間の土地ですね。そこにも一つ問題がある。これは政務次官おっしゃる通りです。アメリカなんかの場合には基金を持っておりますから、非常に運営が楽だと思つたのです。日本にはそれがありません。予算も少ない、いまだたうに人も少ない。もう一つは、これは再度政務次官繰り返しておいでになりましたが、国民のいわゆる利用する側の態度、これにも問題があると思つて。いわゆるモラルの低下といひますか、私はモラルを向上する一助として反則金という提案を申し上げたのです。ところが、それだけではなかなかむずかしいといふことですね。日本ほどきつたところはない。外国の場合は、公園に勉強をしなければならぬ。外国の、静かな心境になつたりするたために。日本の場合は飲み食いしてどんちゃん騒ぎをするために公園に行く。そのように利用者の態度も非常に違ふと思つたのです。その違いはある。また公園内事業者の心がまえも全然違ふと思つたのです。いわゆる一発的にぶつたり主義が公園内の事業者非常に多い。そこらに対するチェックがない。ここらにも一つ問題がある。それに加えて、何度も政務次官が、国民に訴えるという国民の皆さんのモラルの向上、徳義の高揚を説いておられましたけれども、その前に私は政府の公園に対する考え方そのものも非常に不十分であると思つたのです。

先ほど就職問題で申し上げましたように、ひとつはほんとうに思い切つた時代感覚を先取りして公園に対処していただきたい。大蔵省の政府委員に出席を求めて来てくれなかつた皮肉を申し上げたのも、実は公園の予算なんというものは——前段の質問のときに、私はもうけつこうですと断わりましたからおいでになりませんでしたけれども、清掃費なんというものは、いままで八百万

円足らずです。その範囲内でもっと大事なことがあるのだという問題、これは他省にまたがりますが、たとえば公務員の問題で人の問題を説く場合でも、私は一つの提案として、たとえば食糧事務所なんか二万七千名もいるじゃないか。これは農林省所管ですからこの場で議論することではないかもしれない。米の検査員も二千五百名もいるじゃないか。しかも一体何を仕事にしているのだという気がいたします。人がない。人がないばかりではこれはいけません。硬直した現在の政府のあり方、特に政務次官なんか非常にお若いので、ほんとうは発想の転換の急先鋒に立つてもらいたい。そうしなければ、予算はない、人はない、しかも人は余っているところは幾らもあるわけです、転換させれば、むずかしいことであるけれども、やっぱりそういう時代が来ているんじゃないか、そんな気がいたします。

したがって、大蔵省当局の考え方も、もう少し公園などというものにほんとうに時代を先取りした予算を組むようになれば、私はほんとうの実質的な近代国家の仲間入りをすると思うのです。そうしなければ、あくまでごみの山があり、モラルの高揚にたよったところで、二十年たっても、なかなかいままの教育制度では私は望めないと思うのです。総合的な成果が出てくるものには相当な時日を要するのじゃないか、そんな気がいたしますので、そういう点で、いわゆる政府の態度——一日と公園は悪くなることを私は懸念する一人であります。レジャー人口がふえればふえるほど悪くなるのじゃないか、それに対する具体的な施策を政府が考えないと、たとえば先ほど私は述べましたけれども、公園にするのにはと投網をかけて公園にしてしまふ、これははなはだもって無責任な行政の態度だと私は思うのです。最小限度のものは国が国有にするというような形に持っていかなければ外国並みの管理はできない。したがって、基本的に政府の態度、これは政務次官に最後に御答弁をお願いしたいのですが、政府の態度——利用者側の態度も大事であるけれど

も、モラルの高揚だけに依存しないで、モラルの高揚が具体的にできるような反則金の問題とか、政府の投資の問題とか、そういうことをもう少しお考えいただかないと、なかなかこの自然公園がよくなるということとは非常にむずかしいことである。しかし、十年後、二十年後に自然の保持ということを、たとえばケネディ大統領がその教書の中にうたったごとく、日本も政府がほんとうの自然保持に金をかけて取っ組んでもらいたい。ものを言うだけでなくて、そういう気がいたしますので、最後に私は、政府に対する要望、態度の発想の転換をお願いして——大蔵省の主計官の方にははなはだ恐縮でしたが、もう質問が終わったあとでお見えになったのですから、だからそういう態度も——委員長にお願ひしたいのですが、出席できない場合は、前日にできないのですが、出席もけっこうだと思ふのです、忙しいから。しかし私はそのことを了とするわけじゃない。質問の十分前になって出席できないと言ふから私はおこつたのです。そういう態度も、これは厚生省に關係がありませんが、少しまじめに考えていただきたいと心からお願ひを申し上げまして、質問を終わります。

○橋本政府委員 最後に総まとめとして吉田先生のお話になりましたことの中には、確かに私もひとつとして考えなければならぬ点が多々あることは事実でございます。ただ、先生と私もひとつ食い違ふ点があるように思います。と申しますのは、先生のお話のような形で国の規制を強めること、これは私は公園行政として必ずしも本筋のものだとは思いません。率直に申し上げて、国立公園であれ、国定公園であれ、できるだけ多くの国民に利用してもらい、できるだけ多くの国民の自然環境に親しんでもらい、その中でレクリエーション活動をしていただくための場であります。それにいろいろな法的規制をかぶせ、制限を加え、法律の上で利用を制限することがその基本になるといふこと、これは私はやはり一つ先生と食い違ふ点であります。

確かに予算面その他、私もが努力をいたさなければならぬ点は多々ございます。そうして私どもは、こうしたものをなおざりにしておいてよいとは思ひません。私自身がずつと山を歩いてきて、今日なおひまがあらば山へ逃げ出す人間であります。しかし、かつて、たしか私が高校の二年のときに、秩父の大洞川を遡行しまして三峰へ出た一週間の旅行の中で、一人お目にかかっただけであります。高校二年の秋に燕に登りましたときは五人の人に会いました。今日は沿道列をなすほどの方々が自然に親しむことを求めているのです。確かに利用度は非常に変化しています。しかし、それと同時に、それを法律によって規制しなければならなくなったというところは、私はどうしても情けないという一言しか出てこないのです。

先生のお話にありましたように、私もとして考えなければならぬ点、これは先ほどの反則金の問題を含め、私も検討をさせていただきます。またお力添えを願わなければならぬ点もあります。基本的に、私はこうした公園の中において、法律上の制限によらなければその環境が維持できないという、その状況そのものについて、はなはだ情けない思いをしております。そして、先ほど先生のお話のお話で出ましたように、今日育ちつつある青少年の多くは、そうした点に対する関心をきわめて深く持っております。それを心ないおとながいつの間にか誤らさないようにしていただきたい。最後にこの点だけを申し添えます。

○吉田(素)委員 終わります。

○増岡委員長代理 この際、午後一時三十分まで休憩いたします。

午後零時三十六分休憩

午後一時四十八分開議

○倉成委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続けます。田邊誠君。

○田邊委員 公害の発生源にはいろいろあります

るけれども、特に古来から最も問題にされておるのは何と云っても毒物、劇物でありまして、これについては従前もある程度の規制をはかつてきたのであります。しかし、なおかつ、この取り締まりの不完全さによって起こることの事故の発生というものは絶え間ない状態でありまして、つい最近、特にこの毒物劇物の輸送中におけるところの事故というものがかなり多くの要素を占めているように思っております。この毒物劇物の事故は一体近年どうなような趨勢にあるのか、ひとつお話しをいただきたいと思ひます。

○加藤政府委員 先生御指摘のとおり、最近におきまして毒物劇物の運搬の事故というのが逐年ふえております。私どものほうで把握しております事故を数字で申し上げますと、昭和四十三年は四件、昭和四十四年は、これは九月までの実績でございますが、七件でございます。

それで、最近の事故といたしまして、たとえばこれは四十五年の九月でございますが、千葉県市川市でトラックで弗化水素という劇物を運んでおりましたのが、ガードの下をくぐるときに、積んでおいた弗化水素の容器の上部がガードにぶつかりまして、バルブが破損いたしました。約五トン積んでおりました弗化水素が全部流れ出た。そのために運転手一名、消防士三名がやけどをいたして、住民約七十名が治療を受けたという例がございます。

それから、これは四十五年六月でございますが、栃木県の小山市におきまして塩素を運んでおりましたトラックが急ブレーキによりまして、容器のバルブがゆるんでガスが放出いたしました。付近の住民約百名が中毒したというような事故がございます。

大体そういうような事故が最近ふえておるといふのが実情でございます。

○田邊委員 特徴的に言われました、市川で弗化水素が気体となって漏れて、非常に大きな臭気が

起こって、この刺激の強い臭気で運転手と消防関係者が三人もやけどをしたという。さらには付近の住民を含めて六十数人が頭痛あるいは目、咽喉に炎症を起こしているという、こういう報告がありました。これは一体事故が起こった直接的な原因というのとは何だと思っておりますか。

○加藤政府委員 これはやはりその毒劇物を運搬しておる運搬手並びにその運送業者の間に、毒劇物の運送についての注意が必ずしも十分でなかったということがその最大の原因というぐあいに考えられるわけでございます。

○田邊委員 事故が起こるについては、いろいろな要素があると思うのでありますけれども、いま局長のお話でも、運転手のいわば運転上の不注意という面が大きなウエートを占めているというのでありますけれども、この種のものは一体どういふふうにしたらその安全性がはかれるのですか。これは警察庁なり運輸省なりおいででございましょうから、自分のほうが担当だと思ふところからお答えをいただきたいのでありますけれども、私はそれ以外にも、実は要因はあると思つてゐるのです。いま業務局長の答弁を受けて、担当の警察庁なりは一体どうお考えですか。

○竹岡説明員 お答えいたします。 こういう危険物の運搬につきましては、御承知のとおり火薬類取締法に基づきます火薬につきましては非常にきびしい制限がござります。運搬いたします場合には、必ず公安委員会に届け出をしなければなりません。届け出をします場合には、公安委員会の方で、たとえば日時、それから道路それから積載方法、そういう必要な指示をいたしておるということで、火薬は非常にきびしい制限をやっておりますけれども、現在の毒物及び劇物取締法では、若干アルキル鉛が容器の制限あるいは積載の方法の規定がござります。そういう意味では、運搬の経路その他についての規制はいまのところござりません。やはりこれから非常に車がふえてまいりますので、道路上非常に危険が起こる可能性があるというものにつきまして

は、ある一定経路の指定とか何かの規制が今後考へられていいのじゃないかというふうに考へております。

○田邊委員 さらにその面でも、あとで容器等の問題は聞きをしするけれども、道交法上からいって、いま言った順路の指定等について考へなければならぬと同時に、いわばスピードの問題とか、それからその道路地点におけるところのガードの高さの問題とか、あるいはガードレール等の横のいろいろな施設の問題とか、そういったものが実はここに起つたところの市川のガードにタンクのバルブが当たった、こういう事故と関係があるだろうと思つておられます。そういう面における今後の取り締まりの関係で改善すべきところの要素はござりませんか。

○加藤政府委員 毒劇物の運搬につきましては、先生御承知のとおり、いわゆる特定毒物、非常に毒性の強い四アルキル鉛とかその他約十種類ばかりでございますが、毒物のうちでも、特に猛烈な毒性のあるものにつきましては、現在の毒物劇物法上運搬、貯蔵その他について基準を定めてございまして、その取り扱ひについての万全を期するということの意味の基準があるわけでございますが、その他の特定毒物以外の毒物劇物を運搬する場合には、その運搬やその他の技術上の基準について欠けておるといふことが、やはり最近いろいろな事故を起こしました一つの原因ではないかというところでござります。

ただいま御審議をいたしております毒劇物法の一部改正におきましても、改正点の一つといたしまして、そういう一般の、特定毒物以外の毒劇物の運搬について特に規制を強めていく、そういう措置を講じたいというぐあいに考へておるところでござります。

○田邊委員 いま実はまとめて警察庁にお聞きをしておりますのでありますから、あとでまたいろいろ技術上の問題はお聞きをするのであります。いまお答えのありましたように、いわば火薬類取締法に基づく火薬の運搬等については、これはかな

りの規制があると私は思うのです。ですから、いわばその状態を把握することもできるわけでありますけれども、特定毒物を含めて毒物劇物については、そういうことについてのいわばあなたの方で把握できない状態にある。私は実はこれは厚生省の業務局からいただいた事故調査の結果というものを拝見をいたしますと、やはり事故の起こつた状態を見ますと、トラックがスピードを出し過ぎたというふうな問題、それからほかのトラックに衝突したというふうなこと、そしてまた、小山で起つたことについていま御報告がありましたけれども、四十一年に東京大田区の路上で起つた硫酸、硝酸の事故を見まして、文京区で起つたところの濃硝酸の事故について見ましても、トラックの急ブレーキによつてその荷台のかが割れた。そこから引火したトラックが転倒した、こういう事故が起つてゐるわけですね。ですからそれらの輸送についてのスピードの問題、あるいは急ブレーキをかけるというふうな問題、そういう運搬をする場合におけるいろいろな注意というものが、ある程度事故の発生を防ぐことにもなるのじゃないか、こういう点からあなたの方で取り締まり上やはり必要なものが出てくるのじゃないかと私は思つてゐる。まして、今後に備へる意味からいっても、それらの事故の原因について探究された結果どういふうな措置が必要なのかということに対するお考え方があれば、この際私は、国民のためにも親切に示していただくことが必要じゃないか、こう思つて質問をしてゐるわけであります。お答えをいただきたいと思います。

○竹岡説明員 従来警察のほうは交通安全の立場で規制しておりますものの代表的なものは、そういう危険物、たとえば火薬の場合などは標識をつけておりますね、そういう危険物を運搬してゐる車について、おまえの車は速度何キロであるというふうなつかまへ方をしないで、車両の形態上、いわゆる大型車という形でつかまへまして、大型車は速度制限をし、あるいは最近住宅街乗り入

れ禁止をする、そういう規制の方法はやつておりますが、特にそういう危険物を運搬してゐる、その標識で少なくともわかるわけですから、そういう危険物を運搬してゐるものを法令上しっかりとつかまへていただまして、したがって、それに対してある程度の、先ほど申し上げましたように、繁華街とか人込みの中の通行制限とか、そういう届け出制によつて把握できますならば、その後の指導なりなんなりもしやすいのじゃないかという感じもいたします。しかし、今後道路交通法の世界でさらに大型車のワケをわけまして、危険物運搬車に対しての通行規制、それを道路交通法に入れるかどうかは、この次の通常国会に出しますので、検討したいと思つてゐます。と同時に、こういう業者はほとんど車五台以上は安全運転管理者を置くということになつております。これは公安委員会のほうの指導までそういうことができれば、ござりますので、特に危険物を扱つてゐる業者に対して安全運転管理者を通じての運転者の教育、これはさらに一そう力を入れたいと思つてゐます。

○田邊委員 ひとつ次の機会における道交法の改正等においていまの趣旨を生かしてもらつて、車両の型やあるいは過密地帯における制限等ももちろん必要でありますけれども、私はその運搬をしてゐるところの車両自身に対して、ある程度の規制を加えるということがどうしても必要になつてくるんじゃないかと思つてゐる。したがって、それのみによつて私はすべてが守れるとは思つておりません。実は本題は、いわばあとの技術上の問題やら容器の問題等は厚生当局によつてきびしい規制をすべきである、こういうふうな思つておりますけれども、ぜひ警察庁のほうもその趣旨を生かした万全の措置をお考えいただきたいということと強く要望しておきたいと思つてゐるわけであります。それから運輸省のほうに対してでございますけれども、道路運送上の危険物の運搬規制というものの関係において、一体こういう危険物を運搬する業者に対して安全基準を厳格に守らせるとい

うことについて、現在の状態でもって完全であるかどうか。さらに、これらの措置については何らか別途のことを考えなければならぬというように考え方があるのか、ひとつ伺いたいと思います。

○飯塚説明員 お答え申し上げます。

運輸省では、道路運送法並びに道路運送車両法等の一般輸送法規で運搬一般について規制をしております。その中で、一定の一般の運送事業者には運行管理者という制度がございます。この人は運転者の指導監督その他輸送の安全、そういうふうなことをつかさどっておりまして、こういうふうな運行管理者には陸運局長の教育を受けるように規定がございまして、車の保守、整備等についてはそういうふうな業務を行なわせるようにしております。また、車両の構造の面では、毒物あるいは劇物というふうなものは一般のトラックにその容器を積み込んで運送する方法がきわめて多く、タンクローリーのように容器を自動車に固定して運搬するというふうなものは数としては少のうございすけれども、このタンクローリーのような車両構造につきましては、道路運送車両法に基づき車両の保安基準でこれは規定しております。ということでございます。一応こういうふうな危険物等を運搬する事業者には、そういうふうな制度で現在のところは十分指導しておるといふところでございます。

○田邊委員 まあその指導が万全であるかどうかということになりますと、かなり危惧される面もあると思うのです。たとえばいまお話しのように、普通のトラックなり車両に容器を載せて運搬をする、こういう場面の中で、そのバンドがゆるんだ、あるいはバルブを締め忘れたというようなことから起こってくる、たとえば四十二年の四月に高知市で起こった塩酸の事故なども、そのバル

ブの締め忘れというふうなことから起こっております。したがって私は、あなたのほうでそういう指導をされていることについては当然なことと思えますけれども、あるいは運行管理者の不注意もあるし、管理の行き届かないところもありまじうけれども、あなたのほうの事前のいろいろな管理というものが完全でないということからくる事故の発生というのに対して、さらにいままでの規制だけでなくてきびしくする必要があるのではないかと、こういうふうにおっしゃるわけでありまじうが、今度のいわば毒物劇物の輸送上の規制の強化と相まって、法改正ということに直ちに考えを及ぼさなくても、行政上の措置としてさらにそういった面に対処するところの管理、規制、監督を強化する必要がある、こういうふうには私に思っております。わけでありまじうけれども、いかがですか。

○飯塚説明員 その点につきましては今後検討いたします。

○田邊委員 ひとつぜひ検討の結果、十分な対処をお願いしたいと思っております。

それから、運搬上の問題が出てまいりましたので、今度の法改正によりまして、特定毒物以外の毒劇物についても運搬上についてかなり規制をするということと、「技術上の基準等」設けることにいたしておるようでありまじうけれども、この毒物劇物の運搬、貯蔵その他の取り扱いについて技術上の基準を定める、こういうふうになっておりますけれども、はたしてこの運搬、貯蔵その他の取り扱いについて、包括的には一体何と何をさすのでございませうか、それによつていざわば万全の取り締まりができるのでございませうか、ひとつ中身についてお教えをいただきたいと思ひます。

○加藤政府委員 毒物劇物の先ほど申し上げましたように特定毒物につきましては、現在の法律のもとに運搬の基準ができておまして、それに基づいて運搬の安全を期しておるわけでございますが、今度の法改正におきましては、それを特定毒物以外の毒物劇物にも及ぼすということでござい

まして、その基準をいたしましたのは大体、現在特定毒物についてつくっております基準というものを大体そのまま準用したような基準をつくつていくという、いまのところは方針でございます。現在、特定毒物につきましては、運搬する場合に、たとえばドラムかんで運搬するとなれば、そのドラムかんとするものはどういふ種類のドラムかんでなければいかぬ、政令では、たとえば日本工業規格乙一六〇一号、これははがね製のドラムかんのようでございますが、そういうドラムかんの容器の種類を指定するということ、それから運搬いたします場合には、そのドラムかんの口金が上にくるようには置くというふうなことから、あるいはドラムかんの動揺を防ぐために必要な措置をするとか、これは一つの例でございますけれども、そういういろいろな規制を現在やっておりますわけでございます。大体今度そういう一般の毒物劇物について運搬の基準を広げます場合にも、いま申しましたように運搬の容器についての基準と運搬方法の基準というものを定めていくというふうなことに考えておるわけでございます。

○田邊委員 そういたしますと、いわば容器の基準、それから運搬の基準というものを今度は規制する、こういうことで必要にして十分な取り締まりができる、こういうお答えのようでありまじうけれども、私はいま言った運搬、貯蔵の面においてそれだけではたして足りるかといえ、そうじゃないと思ひます。実は先ほど警察庁にお伺いいたしましたのも、私はいろいろな総合的な判断でもってこの取り締まりはしなければならぬと思ひます。これから先、いまの時点でもって十分であると考えても、ますます過密化することろの都市における運搬、それからいろいろな交通が錯綜している現在の状態、それから容器が過大になってくるという現在の傾向、そういうものとは相対して考えたときには、やはりそれだけではいけない。たとえばそれに対するところの表示の問題にしても、私はさらに厳格にしなければならぬと思ひますし、いろいろな器具を処置する場

合における処置の方法についても、当然そういうこと等についてある程度の規制は必要になってくると思ひますし、これらのものが他の法律とかね合ひの中でもって万全であれば、いまのお答えでもって私は満足いたしますけれども、これから先のいろいろな起こり得るところの事態を予測したときには、いまのお答えだけでは不十分になってくることを私は憂慮するわけでありまじうけれども、そういう点に対してはさらに一考をわづらわしたいと思ひますが、いかがですか。

○加藤政府委員 確かに、先生御指摘のとおり、現在のままで十分だということはいえないと思ひます。今後ますます交通も非常にふくそうしてまいりますし、また産業の発展に伴ひまして毒劇物を移動するという例も起こってくると思ひますので、いままで以上にそういう注意が必要だと思ひますが、先生御指摘のたとえば表示の問題等につきましても、表示につきましては現行法でも毒劇物についてははつきり容器その他にちゃんと表示をするようにという規定がございまして、今後さらにこれをフルに活用いたしまして手落ちのないようにする必要があると思ひます。やはり毒劇物を取り扱います場合には、その容器の中に毒劇物が入っているんだということを、取り扱い者にも、また第三者にもはつきり知らせておくことが一番大事だと思ひますので、そういう面につきましましては、実施面におきまして今後さらに努力をいたしたいと思ひます。

その他、たとえば今度の法改正で考えておりますのは、毒劇物の運送業者というものをやはり毒劇法の中に取り入れまして、毒劇物の届け出業者というふうな取り扱いにいたしまして、そして毒劇法の中にそういう運送業者もある程度取り入れまじうで、毒劇法の面からも運送業者を指導していく、そういう方向で努力をいたしてまいりたいと思ひます。

○田邊委員 いまいろいろと運搬基準についての説明があつたわけですが、しかしやはり容器の基準等を定めるだけでは不十分でありまじ

あいにくにまで処理をされ、今後それに対するところの取り締まりをしていこうというふうな考えでおられるか。登録制の問題とあわせてお答えを願いたいと思います。

○橋本政府委員 実は、運送また処理、その両方を通して取り扱業者の登録というものを私も最初考えたのであります。そして今国会に提出する毒劇法の中でその登録制というものをとりたいということでは案を練りました。しかし、実際上道路運送法上に自動車運送事業というものが免許業種として現に存している、これによってそうした場合の必要な取り締まり等が行なわれるというところになっております。登録業種という形でこの毒劇法の中でのとりまき、一般の交通体系その他とのすり合わせ等も考えてまいりますと、むしろこの中で届け出を要する業務上の取り扱い者として政令で規定をして、そうしてその指定をすることによって必要な取り締まりをしていくことのほうが、よりすみやかな措置としてできる、実際上の措置もできるといことで、運送について私どもは登録という考えを一応捨てたわけでありま

す。また、処理業について、廃棄物処理法のように腐酸、腐アルカリその他の不要物という固形状、液体状のものが廃棄物ということになっているわけでありますけれども、この収集、運搬、または処分を業として行なう者は、産業廃棄物処理業としてこれは都道府県知事の許可を受けることとしてあります。これもむしろ毒劇法という体系で押えてまいりますより、産業廃棄物全体の中で、特に取り扱いに注意を重ねてその危険を防止しなければならぬものとして所要の規制を行なっていくことができるという結論に達しましたので、毒劇法での登録という考え方はここに捨てたわけであります。

○田邊委員 産業廃棄物の中ですべて処理できる、包括的に処理ができるという考え方は、私は最低基準としてはわかります。しかし、その中でも注意を要するものについては、私はさらに念に

は念を入れるということが必要だろうと思うのです。いま政務次官からの話でもって、われわれとしては廃棄物処理法について十分考えを出さなければならぬと思っておりますけれども、しかし、やはり最低基準だけでもって押しとどめるといことになれば、これは一律一体の処理ということになりがちなんでありまして、ごみや屎尿等のいわば事業主の処分の義務規定の中に包括されるという形だけでは弱いのではないかと思っております。

〔委員長退席、増岡委員長代理着席〕

これはひとつ運輸省のほうは、登録制の問題とからめて、いま実際に業者が届け出をするときに相当チェックができて、これに対して誤りが無いという方法がとれるということをお考えでござい

○武石説明員 お答えいたします。

道路運送法による事業免許につきましては、事業者として当該事業を適確に遂行するに足る能力を有するものである、それから事業遂行上適切な計画を有するものである、その他各種の資格要件について厳重な審査を行なった上で免許をいたしておりますので、この際に他の方面で義務づけられてい

る事項についても、順守の方面について、明らかに限る限りにおいて確認を行なっております。そういうことでございまして、その中で、事業者の規制という点では、いまの道路運送法の体系で一応充足している、むしろ事業者の事業のしかたという意味で、事業といまいますか、特別な毒物とか劇物の取り扱いのしかた、そういうものについてはこの毒劇法によって規制も強化されるということとございまして、それで十分ではないかというふうな考えております。

○田邊委員 いわば現実の実際の問題の中でもって処理することが私は最低限度必要だと思っております。しかし、いま国民が不安に思っている公害の発生源に対して、なるべく起こらないようにしてもらいたい、こういう願望についてわれわれが考えるときには、やはり一番先の時点でもってでるだけチェックをして、そういうたものが発生しないような状態をつくるのが必要だ、こう思うわけでありまして、あなたのほうの、いわば次の段階でもって、この取締法でもって実際にはできないじゃないか、こういうお話がありますけれども、いわば業務を行なっているという事業の中よりも、やはり行なわんとするところの業種についてかなりチェックをする必要がある、こう思っておりますわけでありますから、そういう認可をする際の、あなたの方のいままでの一般的な規制というのとはちろんできるでしょうけれども、さらに、そういうた業者に対するところの規制をさらに加えるという意味からいえば、厳格にしてみよう。何も事業を抑圧しろというのでありませんで、そういうたことのおそれの起きないような状態をつくり上げるとい意味から、登録措置といことについても私は考えていいのではないかと、こういうふうな思つて、実は御質問をいたしたわけでございます。政務次官のお話で一応いままでの経過はわかりましたけれども、今後私は、これらの問題に対して、法の実際の運用の中で必要な事態が起こつてまいるということも予測をしながら検討をしていただきたいというふうに思っておりますので、一言お答えをいただきたいと思

○橋本政府委員 確かに田邊先生の御指摘のとおり、これで足りないような事態が起こらないとは私も断言することはできません。私たち自体が毒劇法において処理業者も含めて登録という制度を最初考えたのも、実はそういう点をおもんばかったからであります。しかし、現実には現在の制度を活用していくことに対処し得るということ、が、一応いま想定される範囲内では明らかでありますので、今回私どもは登録という方法はとりませんでした。ただ、私どものその想定を越えるようなケースが予測されるようなときになりましたら、むしろこれは再度検討しなければならぬものと今日も考えております。

○田邊委員 質問を続けてまいりたいと思うのですが、いろいろな取り締まりをいたしまして、事故を未然に防ぐというところがあります。われわれとしては、そういうたおそれのあるものも事前に規制をするというたてまえが貫かれておることが最も望ましいと思つておるわけでございます。しかし、不幸にして事故が起きた際の処置について、やはり万全を期さなければならぬといふふうに思つておるわけでございます。いわゆるそういうた毒劇物の事故が起きた場合に、飛散をしたり、流れ出たり、しみ出たり、しみ込んだりする場合、あるいは廃棄をする場合、こういった場合におけるその取り扱つておる者にかかる毒劇物の処理について、私は万全を期さなければならぬと思つておるわけでありますけれども、これに対しては事故の報告義務があるといふふうになっておりますが、はたしてそれだけで一体万全の形になるのだろうかといふように私は思つております。と、やはり事故についての報告義務等のそういったいわば事後処置だけでなく、これらが事前にチェックをすることによって、さらに事故を未然に防ぐ、こういうことも考えなければならぬと思つておるわけでありますけれども、これらの営業者あるいは研究者の、いわば取り扱い者に対するところの事前のこれらの問題に対して十分なチェックをすることが必要ではないか。立ち入り検査等もありませんけれども、そういうただでなく、施設や設備についての事前の十分な調査を行き届かせる、こういうことはできないものかというところに対して、ひとつお答えをいただきたいと思つておる。

○加藤政府委員 確かに毒物劇物は、その名のとおり非常に毒性の強いものでございまして、そういうものを扱っている施設というものは常に注意をしなければ、保健衛生上の危害を生ずるおそれが常時あるといふことがいえると思つてございまして。そういう意味におきまして、毒劇法においても、毒劇物の取り扱いについて、たとえば施設の外に飛散したりあるいは漏れ出たり、流れ

これは少なくとも年に二回くらいやるためには倍く
現在の陣容が倍くらいになれば相当実効があがっ
てくるのじゃないかという感じがするわけであり
ます。非常に速観的な数字で申しわけございませ
ん。

○田邊委員 やはり積算の基礎を明らかにしなけ
れば、要求についても迫力がないのじゃないかと
思うのです。大体保健所なら一つの保健所にどの
くらい必要だということが明らかにならなければ
いけないと思うのです。いまあなたのほうで
もっている立ち入り検査したところの状態とい
うものが、統計調査部からございますけれども、
立ち入り検査の施行箇所というのは、四十四年度
において七万三千カ所、違反が一万七千カ所で
す。そのうち収去をしたものが四百十一、その他
無登録、無届け業者の発見の回数が四百三十六と
いうかなりの回数になっておるわけです。そう
いったことから見れば、このまま取り締まりなり
監視体制というのをさらに強化をすれば、この違
反の状態をもっと発見できるし、違反の状態を発
見できるということは、すなわち事故を未然に防
ぐことにつながるわけですから、そういう点から
見まして、やはり最低このくらいは必要である。
したがって、いま政務次官が言ったように、いま
すぐ数はふやせないにしても、その中でもって兼
任者について薬事監視員と切り離して専任者も置
ける、こういう要求をしなれば私はなかなか迫
力がないと思うのです。

〔増岡委員長代理退席、委員長着席〕
どうも取り締まり法ということになれば、何か技
術的な面だけ取り締まれば一応済んでいるような
感じを私は受けるのですけれども、実際には人が
運営をし、人が監視をするわけでありますから、
これが両方相まって初めていけば十分なことにな
るといふことは言わずもがななのでありまして、
この点に対する一つの見識を持っていないという
ことはいかがかと思うんです。早急にこれに対
するあなたの方の最小限度必要な人員配置につ

の具体的なものをお出しになる必要があると思
うのですけれども、どうでしょうか。

○加藤政府委員 先生御指摘のとおりだと思いま
す。それで政務次官が、地方交付税について現在
増額要求をやっておるということを申し上げまし
たけれども、これは事務費的なものでございま
す。これについては、本年約四倍の要求をいたし
ております。人員につきましては、いま申し上げ
ましたように、これだけは最小限必要だという確
たる数字をいま持っておりますが、確かにこれ
は地方交付税でまかなうことではございませ
ん、地方自治体なりあるいは自治省に話をいたすにつ
きまして、やはり相当確たる数字をもつてこ
れだけの人員の増というところで地方交付税の問題
を考へてもらいたいという申し入れをするにつ
きまして、やはり数字が必要だということとは、先
生御指摘のとおりであります。私も最小限こ
れだけは出してもらいたいという数字を早く固め
まして、自治省あるいは都道府県の方に申し入
れる数字を至急ににつくりたいというふうに考
えております。

○田邊委員 私の質問に対して、大かた趣旨は賛
成をされておるわけですが、必ずしも私は
それで満足しておるわけではございません。ほん
とすればそれらのものに対して、あなたの方の確固た
る対策要綱というものが出ていなければ、それは
絵にかいたもちになるわけですから、そういう
点で、私の要望というものは、ただ単に質問の中で
希望を申し上げただけではないのでありま
して、実施についてのあなたの方の体制を早急に固
めてもらいたいということを強く要求しておき
たいと思うのです。

それから、この毒物劇物の取り締まりをいたし
ますが、これは非常に必要なことですけれど
も、このことによつて、いま非常に厳格に取り締
まりをしておるところの特定毒物の取り締まりと
いうものに対する基準なり、それからその特定毒
物の範囲なりというものを、さらに変えていくと
いう必要はございせんか。

○加藤政府委員 特定毒物につきましては、先
ほど申し上げましたように、毒物のうちでも特に毒
性の強いもの、これを約十種類前後のものを政令
で指定しておるわけですが、この特定毒
物の指定を特にふやすという必要性は、いまのと
ころは考えていないわけではございまして、毒物劇
物全体についてならまた問題は別でございすけれ
ども、特定毒物について特にその指定をふやす
ということとは、現在のところは考えていないわけ
でございす。

○田邊委員 これは時代の進展に従つて、これら
についてやはり再検討を要するときに来るわけ
でございすから、私は刻々変わる状態をにらみ
ながら、特定毒物の範囲なりその基準の強化等につ
いても常時検討をしてもらう必要があるという
ふうに思つておるわけではございまして、科学的な
開発等の状態等をにらみ合わせながら、ぜひひと
つそれらについていろいろと御検討をお願いいた
うというふうに思つておるわけではございす。

それから、毒物劇物の取り締まり強化を、今度
いろいろさらにはかるわけではございすから、こ
れと呼応しまして、医薬品の取り締まりについて
も強化をし、その対象等についてもいろいろと
考へていかなければならぬのではないかと、具体
的には薬事法の改正等も必要になつてくると思
うのでありますけれども、これは御案内のとおり、
アメリカでもってFDAが発表したところによ
りますと、抗生物質の複合剤について有害無益の薬
品三百六十九を公表したということが報道されて
おるわけではあります。これはもちろん、いわば複
合の際においてこれが有害であり、あるいは無益
である、こういうことが内容としてはあることは
承知をいたしておるのでありますけれども、こ
れの日本における市販のリストもあなたの方のほうで
調査をされておるはずであります、このFDA
が発表いたしました無益または有害の薬品、この
ブラックスリストをあなたの方のほうでは受けとめて、
この市販をされておる薬についてひとつ検討を始
めるところの御用意がございすか。特に抗生物

質あるいはホルモン剤等について、一体安全なの
か、あるいは危険なのかということについて、国
民はかなりの不安を持っておるというのが現状で
はないかと思うのでありまして、これに対すると
ころのあなたの方の対応策は一体どうなつておるの
か、お聞きをいたしたいと思ひます。

○加藤政府委員 アメリカのFDAで発表いたし
ました三百六十九種でございす、これは新聞
の報道で私も知つたわけではございまして、現在
早急にそのリストを、外務省を通じてFDAから
取り寄せるということ、これは急いでもらいたい
というところを外務省に十日ほど前ではござい
ましたけれども、いまその到着を待つておるわ
けでございす。これはニュー・ヨーク・タイムズ
によりますと、いま先生がおっしゃいましたよう
に、三百六十九種の中には、それ自体がつまり有
害であるというふうなものもある程度含まれてお
るかもしれませんが、相当多くのものが要
するに配合剤でありまして、配合の理由がはつき
りしない医薬品を合わせまして配合剤をつくるた
めには、その合わせるだけのメリットがなければ
いかぬわけではございす、合せてもほとんど
メリットがない、ただ合せてただけだ、そういう
ものは配合剤、複合剤として適当ではない、そう
いう見解のもとに、FDAではそういうものを全
部リストに載つておる。あるいは表示のしかた
が非常に不適当であるというふうなものもあるよ
うでございす。たとえば歯みがきなんかの一例
をあげておりますが、この歯みがきを使えば虫歯
がなおるといふような宣伝をしておるといふ場合
には、その宣伝が悪いわけではございまして、虫歯
がなおるといふ宣伝をしなれば、歯みがきとし
てはそれは売つてもけつこうだというふうなもの
もあるわけではあります。そういうものも全部理由
を確かめた上でなければ、私どものほうといたし
まして措置ができないわけではございまして、早
急にそのリストと、それからどういふ理由でそう
いうリストにリストアップしたかということを確認
かめまして、私どもの日本におきまして、特に

有害なもの等、同じような医薬品があるというようなことでありますならば、早急にこれは措置をする必要があるというぐあいに考えておられるわけでありませう。

○田邊委員 あなたのほうでとりあえず見た中でも、アイロタイシンあるいは有名なトローチとか、あるいはストロプトマイシン等も含まれておることを認めておられるわけでありまして、これらの抗生物質がやはりそのリストの基準に当てはまるとすれば、かなりの不適格品があるのではないかと、このように見込まれておられるわけでありませう。いま局長の言うように、配合をした場合においてこれが特別の効果がない、こういうものももちろんありませうけれども、それはそれとして、かなり私は問題が含まれておるといふように思っております。これが実際に当てはまるといふことになれば、かなり大きな問題になるわけでございます。ややもすれば、いろんな業界からこれらに対して問題も提起をされておるといふように思われますけれども、ひとつ厳格な意味で、日常市販をされておるものも含めて、国民に与えるところの影響というものは非常に大きいわけでありまして、国民の不安を取り除く意味からいっても、私は早急に措置をしなければならぬといふように思っております。このわけでございまして、そういうふうな対策を講ずる決意と準備ありといふように考えてよろしゅうございませう。政務次官どうですか。

○橋本政府委員 いまFDAの三百六十九品目については、局長から御答弁申し上げたとおりでございますが、これはとにかく外務省から入手次第それに対応した処置をとりたいと考えております。

なお、つけ加えて申し上げますと、昭和四十二年からすでにわが国自体が、配合剤については配合理由を示す十分な資料を提出して、中央薬事審議会にはかり承認をとるといふ制度をとり出しておりますので、わが国自体の方法としてこういう制度を措置しつつあるという点をお考えいただきたいと思ひます。同時にこれは、安全性について

大学付属病院、国立病院等の協力による副作用のモニター制度等実施して、現在わが国自体でも安全対策に対処しておるものであります。

なお、FDAのリスト、非常に早く提出をされたわけでありませう。いま日本の医薬品そのものについても再評価をしなければならぬ時期にまいっております。そしてわが国自体が現在薬効問題懇談会を設置し、再評価の方法、その範囲、そしてその後につづく単品の検査といふものに踏み切つてその審議を始めておるさなかであります。私どもとしては、こういう方針を駆使してこの状況に対応してまいりたいと思つておりますし、同時にこれは、通常国会というふうなことを申し上げるところまでまだ中身は煮詰まつておりませんけれども、現在わが国の薬事法中の最大の欠陥である、一たん承認してしまつた薬に問題があつた場合の取り消し規定がない、承認取り消しができないといふようなこと、こうした点も改正をいたしたいと現在準備を進めております。

○田邊委員 この毒物劇物、それから医薬品等の取り締まりも、私は時代の進展とともにかなり考へ方を新たにしていかなければならぬと思つております。今回の改正の中でさらにわれわれとして関心を持つておるのは、毒物劇物でもって家庭用に供されるものあるいは毒物等含有する家庭用品、これの処理というものは、直ちに台所につながるわけでありまして、主婦の皆さん方もたいへんな関心を持つておると私は思ふのであります。台所用品やトイレト用の洗剤等いろいろあるものがある。あるいは日曜大工とかいひまして、塗料等も実際に国民が使用するといふことになっておるわけでありませう。いままで衣類等の防虫剤等を用いてきたものにもいろいろと中に含まれるものもある、こういうことになっておるわけでございますが、ひとつこの基準を定めて、適合しないものに対しての販売、使用を規制をする、こうなつておられますけれども、この基準を定めるといふことに対して、一体適正にできるのかどうか。それから一体区分が公平にできるのかどうか。

か。あるいはまた、この基準を厳格にすることが必要でありますけれども、それをしたことによつてその製品の効力を失うという逆の結果も出てくるだらうと思ふのでありますけれども、これらを含めてあなたの方としては断固とした処置をとり得る確信を持つておられるかどうか、これに対するところの適正な、公平な区分といふものができるといふようにお考えであるかどうか、その点をお伺ひしたい。

○加藤政府委員 今回毒物劇物法で取り締まりをしようという家庭用品につきましては、これはトイレト用の洗剤でございませうとか、あるいはふろ場なんかのタイルを流すための洗剤とか、あるいは衣料用の防虫剤、塗料というふうなものをお考へておられるわけですが、これにつきましては、たとえば毒物劇物が入つてゐるといふすれば、その含有量はどの程度かいい、それはその品物によつて、たとえばトイレト用の洗剤の場合と一般タイル用の洗剤の場合とは、トイレト用は少し毒物劇物が多くていいといふような基準になるかと思ひますが、それぞれの品物の用途に応じまして必要最小限の毒物劇物の基準といふものを定める。それからその容器の問題、容器が悪いために、家庭の主婦その他の方が被害をこうむるといふ例も相当あるようでございますので、その容器についても基準をつくつていく、そういう考へ方をいたしておるわけでございます。

○田邊委員 そこで、表示の問題がこの基準という中に含まれておるといふいまのお答えであります。これは一体あなたの方はどういうふうに表示をするおつもりでございませうか。私は、たとえばこれは毒物だとか劇物だとかいうさっきの表示のようなことじゃもちろん足らぬといふことを選搬上の問題のときも言ひましたけれども、まして家庭上の問題のときには、国民が見てかなりわかる表示でなければ、これは私は意味がないと思ふのであります。たとえば塩化水素や硫酸がトイレトの洗剤に入つておる。あるいは台所の洗剤にアンモニアが入つておる。こういうことだけでは実際は主婦の人たちはよくわからぬと思ふのであります。したがつて、せつかく表示をして、それに対する誤りのない使用をしてもらつていふことになれば、国民にわかる形でもって表示をしなければ、これは意味が少くない、こういうふうに私は思つておるわけでありませうけれども、具体的にひとつ、たとえばトイレト用の洗剤の表示については一体どういふふうにするのか、具体例でもつてひとつお示しいただきたいと思ひます。

○加藤政府委員 実はこの表示の問題につきましては、これは通産省のほうにおきまして家庭用品品質表示法という法律がございませう。それで、通産と話し合ひました結果、とにかく厚生省のほうで含量とかあるいは容器等について基準を定めるわけでございますが、それを表示する場合には家庭用品品質表示法で通産省のほうで指導する、こういう話し合ひになつたわけでございます。確かに先生御指摘のように、私どももこの表示のしか

う注意が必要だ。素手につけてはいかぬとか、そういういろいろな注意が必要かと思ひますが、そういう表示が非常に大事になつてくると思ひます。そういう問題、これは通産省との関連もございますが、通産省ともよく連絡をとりまして、そういう表示の問題につきましても万全の注意をしていく、こういう考へ方でやつていこうといふことでございませう。

たが非常に大事だというぐあいに考えておりまして、それで外国の例をも調べてみましたけれども、アメリカとかカナダでやはりこういう表示の問題を非常に重要視して、表示を非常に丁寧に書いてある。そして手についたときはどうやってそれをとつたらいというところで書いてあるというところまで書いてありますが、これは通産省と十分連絡をとりまして、法律は向こうの法律でございましょうとも、その表示をいたします場合には、厚生省と十分協議をもらって、家庭の主婦たちがそう化学の知識がなくとも安全に使えるような、そういう具体的な表示の方法というものを考える必要があるだろう。また個々について、たとえば塩酸の入っているものにはこういう表示をするというふうにして、その表示のしかたまでだきめておきませんけれども、表示をいたします場合には、ただ塩酸が何%入っているということじゃなくて、これははだに直接触れちゃいかぬとか、要するに使用のしかたとして、万一ついた場合にはどういう処置をしろというふうな、そういう具体的な表示をするように通産省と協議してきめていきたいというぐあいに考えております。

○田邊委員 昨日常用用品品質表示審議会がありまして、通産省の考え方というものが認められたというところを聞いております。そして、たとえばいまの合成洗剤については、成分の表示としてアルカリ性、弱アルカリ性、中性等の種類別をする、あるいは使用目的別に衣料品用、野菜、くだもの用、食器用、家具用、こういうふうに表示をする。あるいはまた、野菜やくだもの洗浄に適さないものは適さないとかいうようなことがございます。それからまた、洗剤用とそれ以外のもので併用してはならないというところを書くというふうなことがいわれておるわけでありまして、私はこれは業者にかかせたり、あるいはまた、適当にその範囲内でやれといつても、そうすると、かなり親切に書くところもあるけれども、あるいは余分なものを書く、あるいは書き足りない、その書き方がまちまちである、いろいろな弊

害が出てくると思うのですが、特に家庭用品については子供が使う場合がある。幼児が使つてシャボン玉遊びなどをして幼児の口に入らないようにするということがあることが特にいわれるわけですが、これも、そういうものに對してはかなりの注意が行き届かないといへんことになるだろうと思うわけでありまして、いま抽象的に局長からお話がありましたのは実は私は十分なことにならぬと思うのであります。私はいま、昨日のこの審議会でも一応認めたものだけでも足りないと思つておるわけでありまして、具体的に北政等でおるの表示のしかたは具体例を出してやつておるのです。あとで手はこういうふうにしなさい、あるいはまた、はだ荒れを防ぎなさいというように、実は具体的な事後処置までうたつておるのです。ですから、そういうことも考へて、この際、いわば役所のやる仕事というのをはきわめて不親切だ、こういうことがありますけれども、この家庭用の毒物劇物の取り扱いについては全く親切だ、厚生省よくやった、なるほどわれわれ主婦はあなたの方の指導に従つてやれば間違いない、安心して使える、こういうものを私はつくつてもらうことがぜひ必要ではないかと思つてございしますから、これは政務次官もお聞きでございしますし、局長さんもおわかりのとおりだと思ひますので、そういう点に對してぜひとも安全対策上からいつて万全の体制をはかつていただいて、親切な行政、安心していつていける行政、こういうものを確立していただきたいということを心からお願ひをしたいと思います。時間がありませんから、それはよろしくございしますか。

○橋本政府委員 けつこうであります。○田邊委員 そこで、時間がございせんので、実はいろいろお聞きをしたい点がありますが、簡単ににお聞きをしますので明確にお答えいただきたいのです。こういった毒物劇物の取り扱いをする者、業者、製造、販売等をする者が、これらのものを廃棄をするということに對して、私は厳格にやつて

もらいたいと思つております。毒物もしくは劇物で政令に定めるものは廃棄の方法について技術上の基準に従つてしなければならぬ、こういうことになつておりますけれども、この技術上の基準に従つて廃棄したものがかなり具体的な面において害を及ぼさないということを私はやはり的確に守つてもらいたいと思つております。液体の場合は薄めるというふうなことがありますが、しかし、薄めてそれを廃棄した場合に、地下水や土壌にしみ込んで蓄積されて有害な物質になるといふおそれがあるのではないかと考へまして、これらの土壌や地下水に對する汚染は絶対に出不さいというところをぜひとも守らなければならぬ、このように思つておるわけでありまして、これに對してはいかがですか。

○橋本政府委員 確かに御指摘のような点を私どもこの点で考へていかなければなりません。そして、いまの施行令の四十条でそういう廃棄の方法について実は規定をしておるわけでありまして、たとえばこの中の四十条の四号のように、この基準を定めました当時と社会通念が完全に異なつてしまつた現在では、むしろこういうものがあつてはならないようなものも実は残つております。法律制定をしていただくと同時に、こういうものは早急に削除して実態に合わせるようにいたします。

○田邊委員 施行令四十条のシヤンの問題等は、他の公害法との関連もございまして、いままでは二PPM以上のものは違反として取り締まるというところになつておりますけれども、これは当然水質汚濁法の改正等によつて、一PPM以上についてはいかにぬというところになるわけでございますから、ひとつ施行令については全面的に改めていただいて、適切な廃棄ができるように処置してもらうということ、いま政務次官のお答えのとおりぜひやつてもらいたいと思ひます。それから、こういった有害物質が出た場合には、これは回収しなければならぬということになつておるわけでございますけれども、回収に應

じなかつた場合一体いかがなですか。これは法務省どうでしょう。○佐藤(通)説明員 厚生省当局からお答えするものが筋かもしませんが、一応法務省の立場での考へを申し述べたいと思ひます。確かに、現在改正案として提出されております法案につきましては、回収命令違反に對する罰則がついてございせん。行政庁の命令違反の場合にこれをどういう形で担保するのかといひますと、行政法の上で直接強制のしかた、間接強制のしかた、行政代執行のしかた、いろいろのしかたが考へられております。罰則をもつて担保するのは、このうちの間接強制に入るわけでございます。御承知のとおり、毒物を不法に廃棄した場合には、現行法二十四条で懲役三年もしくは五万円以下の罰金という重い刑の担保がついております。さらにそれに屋上屋を重ねるような担保をつけるというところについては、実質的な理由に之しいのであります。むしろ行政代執行の形の担保の範囲のほうが適當ではないか、こういうふうになつておることは考へたわけでございます。

○田邊委員 しかし、実際にはその基準に違反した場合に、二十四条の罰則はありますけれども、さらにそれを犯して回収にも応じないというふうな悪い質のものであります。これに對して一律一体に基準に違反したというふうな罰則規定だけで事足りるというものは、私はいかがかと思つております。これは国民の側からいへば、そういう悪い質のものに對しては、これはさらに重い罰則を科することは当然の処置である、こういうふうに私は考へておるわけでございます。これは法務省の考へ方もありましようけれども、二重罰則ということもありましようけれども、私は、具体的に取り扱うほうの厚生省の側でも、当然回収に應じなかつた、そういう悪い質のものに對しては、これはこれなりとして罰則の適用を科してしかるべきではないかというふうに思つておるわけでありましよう。いかがでしよう。

○加藤政府委員 確かに先生の御指摘のような御

意見もあらうと思いますが、私もいろいろな法務省とも相談の結果、最終的に一応政府案としては現在提案申し上げているような法案になったわけですが、いま法務省の参事官のほうからお話がありましたように、私もいろいろといたしまして、これで十分担保できるのではないかとしまして最終的な判断に立つたわけですが、この廃棄の方法に違反して廃棄したという場合に、毒劇の法文のうち一番重い罰則が科せられておるということでございます。

そういう点もございまして、また廃棄、回収命令に違反したという場合には、当然登録の取り消しとか、そういうきつい行政的な措置もやれるわけでございます。それからまた、行政執行のやり方もございまして、そういうことで、現実の問題としておそろく回収に感じないという例はないのではないかと感じます。そういうわけでございまして、現に数カ月前にもこういう事例がございました。これは法律の規定がございまして、したけれども、こちらが回収の勧告をいたしましたら直ちに回収をしたという事例もございまして、一応これでやってみたい、どうしてもこれに罰則がないために回収に感じない悪質の業者がどんどん出るといふようなことが将来出た場合には、法務省とも相談いたしまして、またこれの手直しということも考えられると思います。ひとつそういうことでやりたいと思います。

○田邊委員 そんな、回収に感じなかった者が出現した場合にあらためて協議するということじゃ困りますよ。そんなことが出たら、それは手おくれなんです、あなた。それをあらかじめ出ないように規制することは、当然のことでしょう。登録の取り消しなどということでもって済むものではないですね。国民がこれに対して一体どういうふうに思いますか。それならば、回収に感じなければならぬというようにこれは厳格にきめまされね。どちらですか。

○加藤政府委員 これは法文で回収を命ずることができるということがあるわけでございますか

ら、行政庁がその回収を命じたという場合には、当然行政法上回収しなければならぬという一応法律上の、そういう義務といたしまして、そういうものは当然あると思います。それについて罰則をつけるか付けないかという問題はございまして、命ずる場合にはどうでもよいという問題ではないと思います。

○田邊委員 それじゃ、回収を命ずるものとするというふうな直してもいいですか。

○加藤政府委員 これは「命ずることができる」ということは、命じてもいいし、命じなくてもいいということではないわけでございます。一応少なくともこれは行政庁がやることでございますから、大きくいいますと、国民の保健衛生上危害が生ずるという場合には、行政庁としては当然命ずべきものでございまして、これは権能規定をいっただけでございます。これは「命ずることができる」と書いてあった場合に、保健衛生上危害のあるおそれがあるにそういう命令を出さなくともいいという規定ではないわけでございます。現実的には先生のおっしゃったような意味と同じ意味だと思えます。

○田邊委員 それなら直さない。それはやっぱり行政庁も縛らなければいけません。それは、実際は。あなた方が別にサボるなんて思っていない。しかし、実際には国民は納得しない、こう思うのでありまして、法務省の見解も法律的な意味ではわかりません。しかし私どもはやはり実体論として国民がほんとうに安心をする、そういう悪質なものには絶滅をする立場からいえば、これはもちろん回収を命ずるものである。行政庁からいえば回収を命ずるものであり、そしてまた回収に命ずるものでなければならぬ、こういうふうな私どもは思うわけでありまして、その中に幾らかの逃げ道があったり、余裕があったりするものではない、こういうふうに私は思うわけでありまして、これはひとつそういう趣旨に従って、あなた方も従うということにひとつ御了解いただきたいと

思うのですが、どうですか。

○橋本政府委員 田邊先生の御議論、実は心理的に私どもはむしろ同感でありますけれども、ただこれは、むしろ法体系の中で先生もう一度お考えをいただきたいと思えます。というのは、結局二重罰則という形になる。その以前は、廃棄の違反の時点で罰則がかかる。むしろ今度は、その人間を回収の命令に感じない場合に、もう一回罰則をいくよりも先に、そんな事態だったらむしろ代執行しなければならぬのです。そういう形でいきます限り、むしろ私どもは今回法務省の法体系全体からの議論というものをこの形で受けたわけでありまして、むしろこの運用で、実際問題としてやっています。御了解を願いたいと思えます。

○田邊委員 私の言う趣旨は、あなた方はわかっているわけでありまして、法律上それがどういふふうにいえば制定できるかという問題は、これは技術上の問題ですから、私はやっぱり私どもの議論が一致点があれば、それについて法律的な整備について検討してもらいたいと思っております。二重罰則の規定がないということはありません。そういう点から、ぜひひとつそういう趣旨でもってやってもらいたいというふうに思います。

時間が参りましたので、たいへん残念ですが、残余の質問がいろいろございまして、最後に一言だけ、この運搬技術上の基準や家庭用品に対する基準、これは施行期日が六カ月をこえない範囲でやるわけですが、本来ならばひとつこれらの基準も正確に、さっきの質疑応答の中から出てきたものもありますけれども、実はあわせて提示してもらわなければならぬ、こういうふうな思っているわけでありまして、これはひとつ早急の機会にわれわれの前に提示できますね。○加藤政府委員 この国会中はちょっと間に合わないと思えますけれども、できるだけ早い機会にあらんに入りたいと思います。

○田邊委員 最後に一つだけお願いしたいのでありますけれども、このあなた方の毒物劇物の別表の中で、農薬で散布するものの中に塩素酸ソーダ系のもので入っておりますが、フェノキシ系の二四五について、これは入っておらないのであります。これは化合するもの自身が問題だということでもあります。しかしこれはかなり、空中散布等でもって使用されて危険な状態である、ソーダ系とあわせて散布する、こういうこともありますので、これに対してはひとつ検討されて、ぜひひとつ、必要であると思えますならば、別表の中に入れておきたいと思っております。

○加藤政府委員 確かにこの二四五についてはいろいろ問題があるようでございまして、毒性それ自体につきましては毒劇法の基準よりちょっと下回っているようでございまして、いろいろ問題があるということも承知いたしておりますので、そういう方向で検討してまいりたいと思っております。

○田邊委員 終わります。

○倉成委員長 古川雅司君。

○古川(雅)委員 議題になっております毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律案について伺いをいたします。ただいまの田邊委員の長時間にわたる質問で問題点はほとんど出尽くした感じがいたしますので、多少重複は避けられたいと思っておりますが、よろしく願います。

この取り締まり法につきましては、遠くは明治四十五年に端を発し、近くは昭和二十五年に制定をされました長い歴史と経過を持っているわけでありまして、ことに昭和三十三年七月に、公害防止という面で改正が加えられております。そうしてまた今回臨時国会を迎え、特に公害防止ということが臨時国会の大きな焦点になっているわけでございますが、初めにこの昭和三十三年の改正以来今日に至るまで、この取締法が公害防止に果たしたメリットについて簡単に御報告を願いたいと思っております。

○加藤政府委員　この毒物劇法は、御指摘のとおり公害の源泉になるような毒物劇物、それについての取り締まりということがねらいでございまして、毒劇物を製造している場所あるいは販売しているところ、そういうものにつきまして詳細に、毒劇物というものがやたらに施設の外にしみ出たようにあるいは流出したり、そういうことのないようにする、そういうねらいで規定されておる法律でございします。したがって先生のいまの御質問について具体的に数字的に御返答申し上げる資料を持ち合わせておりませんけれども、これがありますために公害の源泉となるべきところが相当チェックされているという役割りは果たしていると思うのでございますが、もちろんこれが従来の公害防止という役割りについて非常な貢献をしたかどうかということとは、これはいろいろ見方によっても違ふと思いますけれども、とにかくそういう公害の源になる道がある程度チェックできたという役割りは果たしているというぐあいに考えておるわけでございます。

○古川(雅)委員　ただいまの田邊委員の御質疑を
通して私も伺っておりますが、いまの局長の御
答弁は私いささか疑問に思ふ次第であります。と
申しますのは、今日の深刻化した公害の現状から
考えましても、はたしてこの取締法がどれだけ公
害防止に役立ってきたかということは十分考えら
れるわけでありまして、そういった点ではいまの
御答弁は納得がいきません。先ほど来の一つ一つ
の指摘がまさにその証拠であります。ことに今回
の公害国会において改正を提案されたということ
は、当然三十九年の改正に加えて公害防止のため
に強力な効果を期待しての上だと思ひますが、そ
の点いかがでございますか。

○加藤政府委員　確かにおっしゃいますとおり、
公害問題というものはここ数年来非常に社会的に
も政治的にも問題になってきたわけでございます
ので、したがって、毒劇法というものも従来の急
性毒性ということのみに小さく固まらないで、も
う少しやはり公害という広い立場からもう一回再

検討して、悪いところは直していく、そういう趣旨で、今度の法案ももちろん完全とは申しませんが、けれども、そういう趣旨でいろいろな手直しをやっているということです。

○古川(雅)委員 政務次官に伺いますが、この取締法がもっと厳格な規定を定めていれば、今日の公害問題の大半は起こらなかつたというふうに私は感ずる次第です。そういう点では、これから指摘をいたしますけれども、全く今回の改正の趣旨が、いわゆる生活環境の保全という点では何ら明確なものを打ち出してないのじゃないか、かように考える次第であります。提案理由の説明にさかのぼって、その点いかがでございますか。

○橋本政府委員 提案理由の御説明を申し上げましたのは実は大臣がされましたので、私は大臣がどのように御説明になったか存じません。しかし、先ほどから先生たいへんおしかりでありますけれども、この毒劇法そのものが制定をされました過程をお考えいただきますときに、この法律から保健衛生上の見地というものは常に離れてはおらなかったわけであります。そしてその中において最も危険の高い、いわゆる急性毒性というもの

をこの法律は今日まで抑えてまいりました。むしろその急性毒性以外の部分において、なるほど確かにその範囲そのもので問題はあったであります。う。なかったとは私も決して申し上げません。しかし保健衛生上の見地から設定され、今日まで運営をされてきたこの法律、いまあらためてこの公害全体の中で生活環境の保全ということがいわれる時代になりましたけれども、法制定の目的そのものが保健衛生というものを考えてきた立法であります。私もほんとうの意味での役割りは十分

果たしてまいったとは思いますが、そしてそれなりの評価を私は今日までこの法律に与えております。

○古川（雅）委員 先ほども問題になりました、私もその点については深くお伺いをしたいと用意をしていたわけでありますが、毒物または劇物の廃棄の問題でございます。政務次官は先ほど施行令

四十条の内容について十分な反省の上に立つて削除すべきは削除するというふうに言明をされましたが、それは当然であると私は思います。この点も私は一番強調したかった点でございます。特にこの毒物劇物の廃棄につきまして、今回、昨日一日目にわたって質疑が行なわれました廃棄物処理法の中の、いわゆる廃棄物の定義の廃酸、廃アルカリとの関連はどうなりますか、局長、お願いいたします。

○加藤政府委員　いま先生御指摘の廃棄のところでございますが、現在の法律の十五条二に「毒物若しくは劇物又は第十一条第二項に規定する政令で定める物は、廃棄の方法について」云々と書いてございますが、その「政令で定める物」というものについて、現在無機シアン化合物を含んだ液体状のもの、こういう規定がございまして、それだけが政令で規定されておるわけでございますが、今後のこの法律の改正と同時に私どももこの点の政令を改正いたしまして、先生いま御指摘になった廃酸それから廃アルカリにつきましても、この政令でうたうというような方向で検討してまいりたいと思っております。

がいわゆる保健衛生上の見地から十分に役割りを果たしてきたというふうに答弁をされましたけれども、少なくともこの廃棄のごとく、特に少量ずつなら放出してもかまわない、あるいは少しずつなら燃しながら捨ててもかまわないという項を加えて非常にいいまゐる点が多かったわけでございます。これがひいては保健衛生上はおろか、環境の汚染につながってきた。そういう点では、こうし

た法の運用の誤りが今日の公害を激増させる大きな原因になったのではないから。したがって立法の精神が「保健衛生上の見地から」という第一条を受けてはおりますが、むしろ公害防止の見地で改正を試みるならば、この保健衛生上の見地に加えて、生活環境保全あるいは環境汚染の防止という、そういう一項を加えて、この取締法の強化を

はかるべきではなかったかというように思うのでございますが、いかがでございますか。

○橋本政府委員 私は必ずしもそうは思いません。そういう意味ではこの「保健衛生上の見地」というものがむしろそれをひっくり返したものだのと、私どもはこの点理解をいたしております。そして施行令の内容について先ほど田邊委員から御指摘を受け、事実確かに私どもこういう点は問題だと思ひ、改正しようとしているわけでありますけれども、先生、この毒劇法施行令あるいは毒劇法そのものについてもたいへんおしかりであります、今日公害というものがきわめて大きな問題として真剣に議論されており、また数年前からさ

かのほつて議論をされるようになったものでありますけれども、こういうものが制定された当時の科学の水準、こういうものをお考えいただきますと、今日ほど自然の浄化力に対するリミットというものについての考え方は実は明らかではなかったわけであります。むしろ自然の浄化力というのは無限に近いものという考え方が、これは学者をも含めてあつた時代、そしてそういう中で行政を行なつてきたその経緯、過去において足りなかつた部分については、私はお許しをいただきたいと思つたのであります。むしろそのときどきの科学の進歩に即応して何回か毒物等に対する追加も行なわれてきたのでありますし、今後もそうした努力を私どもも怠るつもりはございません。

○古川(雅)委員　こうした毒劇物を廃棄するにつ
きましては、基準によるということは規定してご
ざいますが、こうしたものを取り扱ういわゆる処
理業者について今後どのように規制をしていくの
か、その点、局長からお願いをいたします。

○加藤政府委員　廃棄物の処理業者につきまして
は、今度やはり御審議願っております廃棄物の処
理法案の中の処理業者との関連になってくるわけ
でございますが、その処理業者といえども毒劇物
を取り扱います場合には、この毒劇法の十五条二
の廃棄の規定が適用されるわけでございます。こ
れは何人も廃棄する場合はこうしなければなら

ぬ——何人もの書いてございせんが、これが書いてないという事は、だれでも廃棄する場合はこの基準によらなければいぬ、こういうことでございすから、当然廃棄物処理業者も毒劇物を廃棄する場合には毒劇法の十五條の二によつて廃棄しなければならぬ、こういう關係になろうかと思ひます。また今度の廃棄物処理法案の十一條の二項にも、処理業者は廃棄に關する基準に従ふなければならぬといふことで、当然こういう基準が定まると思ふのでございすが、これもひとつ、できますればこの基準の中にも特に、毒劇物については毒劇法の基準によつて、そして処理業者が毒劇物を廃棄する場合に間違ひのないように、そういうことにしたいと思ひます。

○古川(雅)委員 毒劇物の処理に關して毒劇物処理法案の中に入れてもらふといふ御発言でございしましたが、これは今回の毒劇物処理法案の中に含まれてゐるのでございすが、今後の問題でございすか。

○加藤政府委員 さつき申し上げましたように、とにかくこつちの処理法案のはうは全然手をつけなくても、当然この処理業者が毒劇物を廃棄いたします場合には毒劇法の十五條の二が働くわけでございすから、ほつておいてもいいわけではございすが、これは環境衛生局と今後の話し合ひになると思ひますが、基準をつくる場合には、できれば私も念のために入れておいてもらつたほうがいいのじゃないか、そういううぐあひに話し合ひをしたいといふふうに考へております。これからの問題でございす。

○古川(雅)委員 少なくとも現行の廃棄に關する施行令では非常にずさんであることは、お認めになつたとおりであります。いまの局長の答弁を伺つていす、いわゆる取り扱ひの基準についてのお話はございしましたが、實際問題としてこうした毒劇物を廃棄するにあつて、何ら毒劇物に對する専門的な知識を有さない人が取り扱つてゐる場合が多い。取り扱ひの基準は定めても、その

取り扱ひ人のそうした知識を含めた資格をはつきりさせなければ、今後大きな問題が起つてくるのじゃないだらうか、そういう考へがございすが、いかがでございすか。

○橋本政府委員 その点の御指摘でございすけれども、毒物または劇物、いずれの場合におきましても、その処理業について、毒劇物処理法案に對しては毒劇法、毒劇アルカリ、先ほど毒劇本体について先生から御指摘のあつたものでございす。その毒劇、毒アルカリを含めたその他の不要物であつて固形物あるいは液状、こうしたものが毒劇物とされ、この収集、運搬、処分、これを含めて業として行なう者は、産業廃棄物処理業として都道府県の知事の許可を今度受けることになるわけにございす。その中で所要の規制を行なつていけば、私もその状態は、いま御指摘になつたように、無知識な者がその処理に當つたといふような事態は十分防げると考へております。

○古川(雅)委員 本来この毒劇物はむしろ廃棄してはならないといふものであります。したがつて、その取り扱いについては、くどいようでありますが、専門的な知識を持つてゐる者が當たらなければ危険が生じてくる。あるいはこれまでの廃棄基準では、放任されていたような、そうしたところからいわゆる住民に危害を及ぼすような事故を生じかねない状態が起つてきた。たとえば一つの倉庫を片づける、その中には水銀やあるいは青酸や燐やそういうものが詰まつたびんなんかがあるところがある。その實際に取りづけて當たる人たちは何ら毒劇物に對する専門知識がない。そこにまたその監督に當たる、管理をする人もない。そうやつて行なつてきたこれまでの現状に對してどう考へたのか、この点をお願いいたします。

○加藤政府委員 この十五條の二は、廃棄の方法をきめておるわけにございすが、「毒物若しくは劇物又は」云々と書いてございすが、そういうものを廃棄する場合には一定の基準によつて廃棄しなければならぬ。これはだれでもそうやれ

といふことでございまして、これは毒劇を専門につくつておりますとかあるいは毒劇を専門に販売しておる者にはそれぞれ毒劇の専門家がおりますけれども、しかしそれ以外で販売も何もしないといふことで、ただ毒劇を扱つてゐるという業者といふか、そういう状態の者は幾らでもおるわけにございす。あるいは一々そういう専門家は

ない場合もあるわけにございすが、そういう場合でも廃棄の基準といふものにみな従つてやれ、こういう規定のしかたをしておるわけにございまして、この毒劇処理業といふものをこの法律で今度やるわけにございすが、その場合におきましてもやはり、それは専門家はなくてもいいかもしれませんけれども、また今度の法律の基準において特に毒劇についての取り扱い方をうたつてもらうといふような措置を講じて、よくその点を徹底いたしますれば、そうたいした危険な状態にはならないのではないか。毒劇物といふものは要するに毒劇物業者以外でも扱つてゐるものでございすから、それでしかも廃棄の場合にはみんな廃棄の基準に従つて、こういうことでございすので、こ

ういう廃棄業者だけに特別に専門家を置かなければならないといふことまでは、その必要まではないのではないかといふ感じにございす。

○古川(雅)委員 そうしますと、こつち毒劇物の処理に當たる人たちが、こつちした薬品に對する知識を持つてゐるかどうかといふ点をチェックする、その必要性についてはどうなんですか。あるいは機会をどうとらえればいいのか。ある場合にはこつち毒劇法による基準によらなければならぬのだといふことを、業者には何らかの方法で徹底させる必要があると思ひます。

○古川(雅)委員 そこで問題になつてくるのは、先ほどのいわゆる回収命令にかかわる十五條の問題であります。私も答弁を伺つておりました非常に御答弁については納得できなかったわけでありす。基準に従つて廃棄しない場合には罰する。ところがその廃棄をして、その後その回収

の命令あるいは原状復帰といふことを求めた場合、それに従わなかつたことに對して何らそれを強く規制する措置がない。なぜ、命ずるとならぬのか。法制上といふふうにおつしやいましたけれども、このように非常にそれこそ保健衛生上重大な危害を及ぼすおそれのある行為をし、そしてまたなおかつその原状復帰回収の命令に應じないといふことは、これは重大な犯罪に準ずるものであると思ひます。したがつてむしろこつちはつきり都道府県知事に対して回収あるいは原状復帰を命ずることを明記した上、なおかつここに嚴重な処罰規定を設けるべきではないか、これはもう一度、くどいようであります。見解をお伺ひしたいところであります。

○橋本政府委員 先ほど田邊先生にも申し上げましたとおり、私も同じようなことを考へなかつたといふことはありません。ただ法理論の上において、法体系の上において、その毒劇の基準に違反した時点ですでにその本人は処分されておるわけにございす。それは罰金の場合もありましよう。しかし、懲役を食つてゐる場合もあるわけにございす。その時点で今度はその對して原状回復命令、あるいはその毒劇物の消毒といひますか、そういう命令を出す。私もそれはそういう場合を考へてこれは一たん命令といふことを考へましたが、法務省としてそういうケースに對する二重罰則の考へ方といふものはなじまない、むしろそれ以前の問題で、廃棄に違反した段階においての処分といふものを中心に考へるべきだといふことであります。私も最終的にこつちう法案にまゐつたわけでありまして、ただし、むしろそれでなおかつ回収命令等にも違反をした業者に對して、その職業そのものを、その登録そのものを取り消す、あるいは停止をさせるということもできるわけでありまして、私もこれはこれで運用させていたきたいといふことで、先ほど田邊先生に申し上げたわけにございすが、同じお答えを申し上げなければならぬ。

○古川(雅)委員 これは實際の運用上については

実例との関連等の問題もありますので、いろいろ問題は残ると思いますが、先ほどから二重罰則、二重罰則というふうに御答弁でございますけれども、この毒劇物を不法に廃棄するということが、それからその廃棄したあととそれを見つけて回収を命ずるというところは、同一の行為でありますか。別の行為じゃないんですか。同一の行為であれば二重罰則というところは当てはまるかもしれないけれども、不法に廃棄するということが、回収しろと命じてそれに従わないことは別じゃないですか。

○橋本政府委員 ただその時点になったら、おまえは回収命令を聞かなかったんだからおまえに罰金を課すとか、なおおまえの懲役期間を延長するとか議論をする以前に、行政上の代執行をしなればその状況を解決できない状態になっておるわけでありまして、むしろ私どもは、そういう事態にまでいかさないようにするんだという考え方で行政に取り組むというのを申し上げておるわけでありまして、御了解を願いたいと思います。

○古川(雅)委員 納得できませんね。不法に廃棄しているわけですから、ここで罰せられることははっきり規定されている。当然社会的な、道義的な責任上、これを回収しなければならぬ。保健衛生上危害のないように原状復帰しなければならぬ。都道府県知事がその違反者に対してこれを命ずるといふのは当然でしょう。しかも、それを「命ずることが出来る」とこれは、命じなければならぬというのと同意義だとおっしゃいますけれども、私たちがそうは考えない。命ずることが出来るし命じないこともできると、私たちはとっております。いままでの法の運用はそうじゃないですか。その原状回復、回収をしないことを行政執行というところまでやってやっつて、それで罰しないというの、あまりにもこれはなまぬるい規制ではないか、このように考えるのですが、いかがでございしますか。

たしましては、前の田邊先生に対する御答弁を繰り返すように恐縮でございしますけれども、違法に廃棄するということとそれ自体に對しまして非常にきつ、きつと申しますか、この法律では最高の罰則が規定されておるわけにございまして、おそろく普通こういふ罰則というものはなかなかな、最高限の罰則を科する、たとえば三年以下の懲役と書いてあります場合に、三年の懲役というところは普通はないわけにございします。したがってそういう場合には、廃棄をして、しかも回収をしないという場合には、その三年の懲役というものを認定いたします場合に、普通なら一年というのを、回収しない場合にはそれを二年にするというふうな裁判上の措置も講ぜられると思うのでございします。それからまたそういう悪質なもののについては業務停止もやる、こういうこともできるわけにございします。それで、これで回収についての罰則がないためにたれ流しをやって、あとはほっておくということは、おそろく出てこないのではないかと、私どもはそういう判断をいたしたわけにございします。そしてまた「命ずることが出来る」ということにつきましても、もし命じない場合には、これは保健衛生上の危害があるわけにございしますから、少なくとも都道府県知事といたしましてはこれをほっておくわけにはいかないので、行政代執行とか何とか自分がかわりにやるといふことをやらざるを得ないわけにございします。おそろく、そういうことでございしますから、当然保健衛生上危害がある場合には、これは必ず措置を命ずることになろうと思うのです。そういう「必要な措置を講ずべきことを命ずることが出来る」というようなことは、これは立法上の慣用句と申しますか、そういう立法例が一つあるわけにございまして、先ほど申しましたように「命ずることが出来る」ということは、かつてに命じたり、気が向かなければ命令しなくてもいいという問題ではないというぐあいに私たちが解しておりますので、「命ずることが出来る」という、こういう条文で、先生の御指摘になつておるような事態が法律上担保される、こう

いうぐあいに解釈いたしておるわけにございします。

○古川(雅)委員 局長の答弁については一応すなおにそのまゝ受けませんが、現段階では「命ずることが出来る」を命じなければならぬ、に、そしてまた罰則規定については、十五条の三の知事の命令に従わないものに対しての罰則規定を設けて提案し直すということは、いましないわけですね。

搬中の事故が起こつておるわけにございします。したがって、すでに運搬の技術上の基準については当然最も必要を生じておる段階であります。したがって、この基準についてはすでに明確に再検討を加えたいと思ひます。その内容についてお伺いしたいと思ひます。

○加藤政府委員 いまのところは考えておりません。

○古川(雅)委員 当然これは問題が残るところであると思ひますので、議論をまた後に譲つてまいりたいと思ひます。

次に、これも先ほど問題になったところでございしますが、いわゆる毒劇物の運送中の事故が多発しておるということ、これは今回の改正の大きな主眼になつております。特に運搬等についての技術上の基準、この十六条の定めの中で、必要があるときは政令で定めるといふふうになつておりますけれども「必要があるとき」といふのは、これはどういう意味でございしますか。

○古川(雅)委員 先ほど議論がございましたが、一般にいわれる危険物、LPガスとか塩素アンモニアあるいは酸素、こういうた高圧ガス、それから石油、ガソリン、ベンジンなんかのいわゆる液化ガス、こういうたものについては非常に厳格な輸送上の規制が行なわれておるわけにございします。この毒劇物を最近大量に輸送するにあつて、全く野放しの状態であつたという批判がございまして、全く野放しの状態であつたという批判がございまして、輸送中の事故、毒劇物の輸送中の事故を防止するためには、やはりその運送に当たる事業者の実態の把握ということが一番大事になつてくるんじゃないか。さらにまた、そうしたものを取り扱う、運送に携わる人たちに對する毒劇物の知識の指導、そういうた点も現在全く欠け失つておると思ひます。今後この実態の把握あるいは指導につい

「委員長退席、栗山委員長代理着席」

○加藤政府委員 十六条は、保健衛生上の危害を防止するため必要があるときは、政令で、毒物または劇物の運搬その他について基準を定めることができる、こういう条文になつておるわけにございまして「保健衛生上の危害を防止するため必要がある」というときは政令で定められる、こういうことでございします。これは条文どおりでございまして、要するに、毒物または劇物というものを運搬するといふような場合には、往々にして保健衛生上の危害を生ずるおそれがあるわけにございします。したがって、それを防止するためには、政令でやはり技術上の基準をつくる必要がある、こういう趣旨でこの「保健衛生上の危害を防止するため必要があるときは」という字句がうたつてあるわけにございします。

○古川(雅)委員 現行法の運用においてすでに運

ではどういう形で行なっていきたい、あるいは行なうんだというふうを考えていらっしゃるか、その点お伺いいたします。

○加藤政府委員 確かに、この運搬に際してのそういう危険を防止するというためには、その運搬業者に対して適確な指導をするということが何よりも必要だと思えます。そのために今度この法律の改正に際しまして、一般毒劇物についての運搬上の基準を設ける、こういう措置に伴いまして、いわゆる運搬業者につきまして、これを私どものほうで届け出業種ということで把握いたしまして、届け出てもらう。登録とまではいきませんが、届け出てもらう。そうすると、どこにどういう業者がいるということがわかるわけでありまして、そこでいろいろな立ち入り検査等もできますので、そうやって届け出によりまして運搬業者を把握いたしまして、そしてその業者に対して、運輸省とも協力いたしまして、この毒劇物の運搬の安全ということについて指導をしてまいりたいというぐあいに考えております。

○古川(雅)委員 運送業者の届け出ということだけではたして実態の把握ができ、運送中の事故の軽減に効果があるとお考えでございますか。

○加藤政府委員 おそらく先生の御意図は、登録ということじゃなくて、届け出でいいのかという御質問だと思いますが、確かに届け出と登録と比べますと、登録のほうがきついということはいえらると思えます。しかし私どもは、現在の段階では、登録については運輸省が道路運送法によりまして登録をいたしております。道路運送法におきましても、たぶん三十条だったと思えますけれども、安全の規定がございます。したがって、運輸省のほうでもそういった運搬に際しての安全ということについて、道路運送法上監督をしてもらう。そして、運輸省のほうでちゃんと登録はいたしておきますので、私どものほうは届け出によって実態を把握していく。そして、もっぱら毒劇に重点を置いてその安全の万全をはかっていく、両々相まってやっていく、こういう趣旨でございます。

います。

○古川(雅)委員 毒劇物というのは特殊なものなんです。その取り扱いについてはあくまでも専門的知識を要することが前提じゃないかと私は思うのです。したがって、それをいよいよ運輸省の云々ということでもかますのは、非常に厚生省としては腰が弱いんじゃないかと思うのです。この点いかがでございますか。あなたの本心は、むしろ運送業者については登録業種にして、これを厚生省が管轄してしっかりと実態を把握して指導を行ないたいというのが本音じゃないのですか。

○加藤政府委員 確かに、万全を期するためには、そのほうがベターかとも思いますが、現在の段階におきましては、一応届け出制度にいたしましても、その毒劇物の責任者というのは届け出業者におきましても全部置きますから、したがって今後は運送業者につきましても毒劇物の責任者というものを置かざるを得ないわけです。そういう意味で実質的に、登録をいたしたのと、指導と申しますか、そういう点においてはあまり大差ないわけでございます。問題は、登録の取り消しとかそういうことができるかどうか、こういう問題になってくるわけでありまして、したがって、私どももいたしましては、いまのところはこれでやってみまして、そうしてどうしても届け出ではだめだ、登録にしないとやはりまずいということになりますと、事後ではけしからぬということとでもまあおこられるかもしれないけれども、一応いまのところはこれでスタートいたしまして、どうしてもこれでいかぬということになれば、またもう一回その登録の問題に戻って考えてみたいというところでございます。

○古川(雅)委員 輸送中の事故については、届け出制にするかあるいは登録制にするかということだけで、直接事故発生の頻度には目に見えた結果は出ないかもしれないけれども、少なくとも今日までの野放しの状態で——これはおたくのほうからいたした事故の調査結果の表でありますけれども、これだけ事故が起こっているわけでありま

す。したがって、中途半ばな、あいまいな対応のしかたでは、事故の軽減には何ら役に立たないと思うのでございます。届け出制をやってみてというふうな御答弁でございましたが、登録制度にして、登録業種としてさらにきつい規制を積極的に検討すべきだ、あるいは今度お考えになっているその届け出制を一年なら一年、半年なら半年やってみて、どうしてもまずければ、その段階で登録業種とする、登録制度とするというふうな、はつきりした目安をお立てでございませうか。

○加藤政府委員 別に、一年やってみてその結果やるといふところまでは考えておりませんが、とにかく一応私どものいまの段階では届け出制で十分やっていけるんじゃないか。それで毒劇物について非常にやり方が悪い業者があれば、これは運輸省に連絡いたしまして、運輸省のほうで道路運送法による取り消しをやってもらうということも可能だと思えます。そういう意味で、むしろこれは運輸省と私どものほうの緊密な連絡をやりますれば、こつが登録するのと事実上同じような効果が得られるのではないかと感じがいまして、すので、運用面にあたって運輸省とよく協力をしてやっていきたいと考えております。

○古川(雅)委員 運営にあたつてはひとつ嚴重に今後措置をしていただきたいと思ひます。

時間もございませんで先を急ぎますが、先ほどもちょっとございましていよいよ毒性基準の決定についてでございます。LD50というこの決定の考え方、その点は基準の決定にあつてはいわゆる主軸をなすものでございませうか。

○加藤政府委員 毒劇物につきましてはLD50というものを基準にして、特定毒物劇物というものを一応分ける中心的な基準というぐあいに考えております。例外ももちろんございしますが……。

○古川(雅)委員 たいへん幼稚な質問で恐縮でございますが、そうしますと、いわゆる生理学の染色体への影響を及ぼす薬品、あるいは発ガン性を持ったもの、あるいは最近カネミ油等で問題になりました塩化ジフェニール、こういったものに対

する考え方がなんでしょう。

○加藤政府委員 毒劇法で一応考えております毒性と申しますのは、やはり急性毒性ということに主眼を置いておまして、催奇形性とか——先生言われました染色体というのは結局催奇形性の問題でございますが、催奇形性の問題とか発ガン性、これは相当長期にわたって摂取した場合にそういう事態が起こってくるということでございまして、一応毒劇物という場合におきましては、現行法におきましては、急性毒性というものに重点を置いてやっております、こういうことでござい

○古川(雅)委員 毒劇物の取り扱いでございますが、たとえば工場等におきましてこうした毒劇物をいわゆる触媒として取り扱う、そういう製造工程に携わる人について、この取り扱い者についてはこの取り締まり法はどのように左右するのでございませうか。

○加藤政府委員 結局、その毒劇物について、それを製造いたしておるとか、あるいはそれを販売しておるとかというところについては、この毒劇の取り締まり法が全部適用されるということでございまして、したがって、そういうところには働く人たといつてももちろんその事故の生じないようにといういろいろな措置が講じられておるわけでござい

す。その他、その毒劇物そのものを製造するの目的じゃない場合におきましても、それを使用する物全体、毒劇法全体ではございませぬけれども、そのおもったところが準用されるという措置もございまして、相当ひんぱんに毒劇物を使うというふうな事業場等は、大体この毒劇物取締法によつてカバーされている、こういう実態でござい

ます。

○古川(雅)委員 こういう毒劇物を職業上取り扱うその過程で起こるいわゆる工業中毒というのがございませぬけれども、これは労働衛生の見地から労働基準法あるいはその施行規則等において一応定められておりますけれども、実際問題として、

○加藤政府委員　私どもの持っております資料におきましては、特に最近毒物等の運搬をする際の事故におきまして、いろいろな人の健康に危害を与えているという例がふえておるわけでございまして。先ほど田邊先生の御質問にも若干お答えしましたけれども、たとえば四十五年の六月に栃木県小山市において塩素を運搬しておって、そのト小山市ラックが急ブレーキをかけたために、その塩素が漏れ出て――ガスでございすけれども、住民が約百名中毒をいたしたというのが一番最近の事例でございす。それから四十四年の八月、いろいろございすが、比較的事故の多いものをあげてみますと、四十四年の八月に高知市におきまし

てクロルピクリンという毒物でございますが、これを五百ミリリットル七本運送のときに、積みかえておりましたときにそれを落として、そのため容器がこわれて住民が五名中毒して、二名が重体におちいったという例がございます。それから四十四年の三月でございますが、福井県で、これは青化ソーダでございますが、これがトラックで輸送中追突されて、約二トンの青化ソーダが流れ出まして付近の住民十一名が中毒をした。それから水道の給水を停止した。井戸水の使用を禁止し、それから付近の魚類が死んだというような事例がございます。その他いろいろございしますが、そういう事例が最近特にふえてきておるといふことでございます。その他の毒劇物につきましては、農薬関係で相当いろいろの事故があるといふことを聞いておるわけでございます。

○田畑委員 そのような事故によって人命の損傷がしばしば起きておる。そういう場合について、損害補償なり医療等についてどのように事後措置がとられておるのか、その点をひとつ説明願いたいと思ふのです。

○加藤政府委員 その事後のそういう民事的な措置については、私も調べておりませんけれども、これは当然そういう事故を起こした業者、運搬業者の側——運搬の場合は私は運搬業者だと思ひますが、特に容器が悪かつたというような場合には、その運搬を依頼したその荷主のほうに責任があるかと思ひます。それはケースによつて違ひと思ひますけれども、当然そういう事故を起こした責任者のほうで、十分かどうかはこれはわかりませんが、そういう点について補償をいたしておるといふ点に考えておるわけでございします。具体的な例を持っておりますので恐縮でございますが、当然そういうことになっていくといふぐあいに解釈しておるわけでございします。

○田畑委員 政務次官、私いまの局長の説明を聞いて感ずるわけですが、せっかくこの法律を出したになりましたが、毒劇物の取り扱いで相当に事

故が起きて、そのために人命の損傷がしばしばあるわけですね。そこで私は感ずるのでございします。が、今回の公害国会といわれておる公害対策基本法の改正をはじめ、その一環として毒劇物取締法の一部改正が出されておるわけですね。そこで私としては、いわゆる無過失責任の立法化の問題でございします。ある種の危険物を管理する者は絶対的な注意義務を負い、自分のつくり出した危険については責任を負うというのがやはり無過失責任論のたてまえだと思ふのです。私は、この毒劇物取締法にあるような危険な仕事を業として、製造なり販売なり輸入なり輸送なり、こういう仕事を担当しておる者は、それだけ重要な社会的な責任というものを当然とらなくてはならないと思ふのです。いま局長から事故の内容についての説明がございましたが、中には重傷を負つておる者もあれば、あるいはまた、そのために後遺症のある方も相当出ておると思ふのです。こういうことについては、当然無過失損害賠償的な性格で処理されてしかるべきだと思ふし、また私は、毒劇物取締法というものは本来そういう性格のものではないだろうか、こういう感じを持つわけです。ですから、この公害を今後阻止するためには、あるいは被害を最小に抑えるためには、今回の提案もよくわかりますが、いま私が申し上げたような点でもっときちんとしたものをつくらなければ、法律の有効性を確保することはできぬのじゃないか、こういう感じを持つわけでありすが、せっかくの機会でありまして、厚生政務次官の御見解を承つておきたいと思ふのです。

○橋本政府委員 今国会における私どもにとつて最も重要な問題を田畑先生御質問になられたわけでありますけれども、連合審査会あるいは本会議、そしてその後の審議等において、無過失責任の問題が、公害担当副部長である山中国務大臣の自體もよくわからぬかのごとき答弁が繰り返され、また法務大臣も、きわめてあいまいな日本語を使つておるほどむずかしい議論でありますだけに、はたして私程度で答える資格があるのかどうかちよつとわかりません。ただ、これは完全に私個人の考え方としてお聞きを願ひたいと思ひます。

実は私は、産業公害の特別委員会において同様の趣旨の御質問を受けたとき、たとえば水銀でありますとか、毒劇物のようなものは無過失責任になじむものではないかといふことを申し上げました。そうして、その根本的な考え方は今日も同じことを先生に申し上げたいと思ひます。ただそのとき、実は私は毒劇といふことをその中に入れたのであります。よく冷静に考えてみますと、むしろこの毒劇法の対象にならないような、亜毒性を云々されるようなものについてはあるいは無過失責任がなじむかもしれない。しかし、この毒劇物取締法に規定をしておるような毒物または劇物、これはむしろ排出してはならないものであります。それだけに、それが排出される場合、無過失といふことはあり得ない。故意であるか、過失であるかは別として、この法律の対象になつておるものが何らかの形で排出をされた場合には、これは故意または過失のいずれであるか、無過失といふことは許されない問題である、そのように考えております。

○田畑委員 結局、いまの厚生政務次官の答へは、やはりこういう問題については、こういう法律の性格上、また取り扱つておる毒劇物という商品の性格上、言うならば故意、過失を越えて、当然これは無過失という前提で業者が責任をとるべきである、こういう考えだと私は思ひます。実は昨日の夕刊で、衆議院の産業公害特別委員会、橋本厚生政務次官、きのうはだいたい活躍なさつたやうですね。テレビでも何でも、あなたの顔が出てきたし、新聞を見ると、あなたの答へが出ていない新聞はないのです。まさにいまのお話のように、昨日の橋本厚生政務次官の答へは、毒物及び劇物取締法に定められた物質、亜毒性物質は無過失責任制になじむ。食品公害、薬品公害はむしろ過失を許されないものだ。さすがに若手の有能な政治家らしい発言であることを見て非常

に安心しましたが、これがほんとうのあなたの気持ちでしょう。

○橋本政府委員 確かにそのとおりであります。ただし、毒劇物については、ただいま取り消しをさせていたございました。むしろこの法律そのもので排出を許されておらないものでありますから、それが排出された場合には、過失であれ故意であれ、許されていない行為をしたといふことで、むしろ無過失責任といふことにはならない。一晩中ぐっすり寝て、冷静に考えました結果、むしろ毒物及び劇物取締法の対象は、かえつて無過失責任といふことをいままら当てはめるのがおかしいのじゃないかという感じがいまはいたしております。ただ、その他の点においては同じであります。

○田畑委員 厚生政務次官とあまり論議してもしょうがないので、私の言いたいことは、鉱業法なり、あるいはきのう申し上げたが、水洗炭業法なり原子力の法律等によれば、無過失責任というものがはつきりうたわれておるわけですね。したがつて私は、この法律もそのような性格である、むしろそのようなものを考えるべきではなかつたか、こう申し上げたいのです。同時に、毒劇物取締法を今回の法改正として出しておられますが、薬事法も当然同じような問題をはらんでおると思ふのです。いわゆる薬品公害といわれておりますね、そういうことを考えてみますと、たまたま薬事法も薬務局長が扱つていらしゃいますね。それから薬事課長、毒劇物の取締法並びに薬事法は、あなたの方の扱つておられる大事な法律ですね。薬事法も、当然この国会で薬品公害というものが出ておることを考えますと、以下いろいろ私は質問をしたいのでございしますが、私は薬事法の改正が出ていないこと自体、ちよつとふしぎな感じがするのでございしますが、どうでしょう。

○橋本政府委員 実は、先ほど田畑先生にも、同じ点でちよつと一部をお答えしたのでありますけれども、確かに先生お話しのとおり、私も薬事法に問題がないとは思ひません。そして、現実

に部内で改正のための、また改正するならどの程度の改正をすべきかの作業は進めさせております。現在の薬事法中最大の欠点である、一たん許可を失ってしまった医薬品というものは、あとで問題が起きても取り消しができぬという実状にみつともない姿になっております。この点を、例をあげて先ほど田邊先生に薬事法についてのお答えを申し上げました。

そのほかにも問題はまだまだあるわけでありまして、それだけを手直しすれば薬事法の改正が終わるものでもございません。現在作業をいたしておりますし、その作業が終われば、私どもはこの改正の御審議をお願いをしなければならぬと、むしろ今日積極的に考えております。

○田畑委員 これも先ほど質問に出たかどうか知りませんが、例の米国のFDAで十一月の二十七日に、過去何年かの間、三千種の医薬品について、市販されておるものについていろいろ検討した結果、三百六十九種の薬品を無効あるいは有害として一般に公表したということですね。私はこの調査をいろいろ聞いてみますと、米國政府が米國アカデミーの協力のもとに、FDAの専門家が六二年までに発売された三千種の薬品を対象に四年がかりでまとめたものだ、こういうことです。国民の生命あるいは健康に関する厚生行政あるいは薬事行政というものは、やはりきびしいものがなければいかぬ、こういうことです。この毒劇物法についても同様、薬事法についても同様だ、こう思うのです。私は、こういうことについて、厚生省としては、日本の薬事行政として、厚生行政として、どういふことをとっていかなければ、いかぬ。しかも、伝うるところによれば、アメリカで忌避されたこの三百六十九の薬品については日本でも出回っておるということですね。こういう問題等について、厚生省としていま一体どうなさっておるのか。今後の方針なり、そういうものを承っておきたいと思うのです。

○橋本政府委員 FDAの正式発表となりました三百六十九品目、そのものの措置の根拠となった

正確な資料及びその正式発表文を現在在外務省を通じて入手すべく手配をしておる最中でありまして、そのものについては、入手次第ただちに検討を怠りませんつもりであります。ただ、その三百六十九種の薬品の中には、実はたとえば歯みがき等の誇大広告に類するものであるとか、幾つかの医薬品を配合したその配合剤、配合効果がないという理由のものもあげられておるようでありまして、正式文書を手直し次第、この点については確定した処置をとってまいりたいと私どもは考えております。

ただ、日本自体でも、実は四十二年から配合剤というものについては配合理由を示す十分な資料を提出させると同時に、中央薬事審議会にはかつて承認をする、そうして安全性についても同じく四十二年から大学の付属病院、国立病院等の協力による副作用モニターの制度を実施するなどの安全対策を講じてまいりました。そして今日、先ほど申し上げましたとおり、実は、一たん許可をした薬は取り消すことができないというみつともない話がある原因でもあります。わが国には山ほどの、万をもつて数えるほどの薬が実は認可をされております。そしてその中には、今日の医学水準、薬学水準から問題を提起されておるものもあります。そうした点の再評価をしなければならぬというところ、本年の九月に薬効問題懇談会というものを設置して、再評価をすることを前提に、その再評価の方法、どのような手法を使ったらいいか、同時に、どの程度の範囲までやらなければならぬのか、その範囲などを検討して、その結論を得次第、今度は単品の再評価に入っていくという作業を進めておる次第であります。その意味では今度のFDAの調査も、正確なデータを手に入れた場合には、こうした意味でも私どもにとって貴重な資料になると思っております。おる次第でございます。

○田畑委員 どちらかという問題については、医療問題あるいは医薬問題等については、この次の通常国会の大きな問題になると思ひます。

で、私は本格的な問題提起はこの次の機会にしたいわけでありませうけれども、ただ申し上げたいことは、とにかくわが国の医療費というものは、次官、局長よく御承知のとおり、べらぼうにふえていっておるわけですね。また国民自体が薬好きだという性格的な面もありましよう。同時にまた、製薬業者なりあるいは販売業者なりの売らんかなの誇大宣伝広告に見られるような傾向というものも薬が非常にふえていく原因だと思ひます。しかし、いま次官の答弁の中にもありましたように、わが国の今日市販されておる薬が一体どれだけの数のか。その中で、ほんとうにFDAのいうように、専門的に検討したならば、どれだけが不要であり、むしろ有害であるかということですね。薬は乱用することによってかえって生命と健康に害があるということも常識でございます。そこに薬品公害というものが現実の問題として出てくるわけですね。したがって薬事法の問題についてもきびしい態度で取り組むべきではないか。この国会に毒劇物取締法の一部改正法案を出されておるが、薬事法の改正が出てこないということですね。まあわが国のいま申し上げた薬事行政の立ちおくれ、こういう問題についての反省がないというところは片手落ちだと思ひますが、どうですか局長、あなたとしては一番大事な最高の薬事行政の責任者でございますが、事務局としては、この問題について内部で検討してきておるのですか。また、次の通常国会あたりには薬事法の一部改正法案等についても、こういうような問題について何か提案する用意があるかどうか、こころあたりもひとつこの際はつきりしてもらいたいと思ひます。

○加藤政府委員 確かに薬の公害ということばはございますけれども、いわゆる今度の公害国会におきまして提案されました公害関係の法律というのは、公害対策基本法にいう公害というものと関連するものに一応限られたわけでございます。薬事法については、確かに薬品のいろいろな害というものはございますが、これがいま今度の国会で

議論されておりますいわゆる公害というものはちよつと違つておりますので、そういう意味で私どももいたしまして、もちろん準備もできておりませんが、今度の公害国会に薬事法の改正という問題は提案しなかつたわけでございますが、ただ薬の問題については、先生も十分御承知のようにいろいろ問題がございます。ことに医療保険との関連その他におきまして、むしろ薬の問題というものは改めるべき点が非常に多いと思ひます。そういう意味におきまして、薬事法等も、いま政務次官からお答え申し上げましたように、改めるべき点が多々ございまして、そういうことで私どもも検討を重ねております。今度の通常国会に間に合うかどうかという点については、いまのところはお約束はできませんけれども、ただ私どももいたしましては、これをいつまでもほつておける問題ではないと思ひます。医療保険の問題がこの次の国会に出ますれば、必ず薬の問題についてこれは各方面から激しいいろいろな御批判が出てくると思ひますのできびしい態度を正していくということがいろいろの意味で必要だと思ひます。この次の国会で必ず提案するということをお席でお約束する段階には至っておりませんけれども、できるだけ努力をいたしまして、薬の問題を少しでも悪い点を正していくという点につとめてまいりたいと考えております。

○田畑委員 まあ局長の答弁で問題点の問題把握だけはよくわかりましたが、ひとつ政務次官、こういう問題については非常に大事な問題ですから、できるだけ社会情勢の変化に即して薬事法についても検討をされて、次の国会には改正案等が出せるように御努力を強く希望しておきたいと思ひます。

それからまた、さっきの法律に戻りますが、毒劇物取締法に第十五条の三を今度新しく加えられておりますね。回収または毒性の除去等必要な措置を講ずるに命ずることができると、こうなつ

さらに、このような大事な仕事をやらせるのに、取り扱い業者の中に、資料によれば、昭和四十四年毒物劇物営業業者立入検査結果表によれば、無登録の業者発見は四百三十六となっておりですね。こういう大事な危険な仕事、しかも次官のお話によれば、国民の保健衛生に大事な仕事をやらせるのに、しかもいろいろな規制を法律上は持つておるにかかわらず、もぐり業者が四百三十六もあるということ、これはどういふことなのか、ど

ら、これからひとつ押えてしまいたいと思います。

国民の観念に立つて三つの点だけ明確にしても
らったならばこの質問は終わりたいと思うので
先ほどからのやつがありますから……。その三

こうなるわけですね。それと同じように、色がついておったらこれは危険ですよ。しかし特殊な場合があるから、色をつけられぬものもある。そういう特殊な場合には、特別に違う形で警戒できるようなやり方をもっと明確に示すやり方ではないか。

セントで表示していませんね。いまのやり方は何%入っているという表示じゃないでしょう。われわれの生活からいったら、何%入っているというやり方をしたら、ざっくりばらんにいってわかりやすいと思うのです。そういうふうにもっと国民的な立場に立ったやり方でやることによって、責任を負いますということを私は聞かせてもらったらしいのです。これが一番目の問題です。

○橋本政府委員 これは個々に答えたら非常に複雑になるので、非常に荒く答えさせていただきとお許し願います。

たとへば毒劇だけで危険が防止できるかといえ
ば、必ずしもできません。そして、現在の純度そ
の他からいって、着色したほうが好ましいという
ものはすでに着色しておる。いま薬用アルコ
ールで先生が例に引かれたとおりです。また、パー
センテージを表示すれば国民にわかるかといえ
ば、物によってはそのパーセンテージが高くなつてあ

ぶなくないものもありましょうし、パーセンテージが低くたって危険なものもあります。ですから必ずしもパーセンテージの表示というものが万全でもございません。そういう意味では、いま御指摘になりましたケース、いろいろな場合に、それぞれのやり方があると思います。わかりやすくする努力は払います。

○寺前委員 それでは努力ということで終わっておきましょう。

第二番目は廃棄の問題です。これは現に新聞を読んでおつたら、工事人が下水道の中に入って死んだという事件もありましたね。これは拡散方式で流しているからなんですね。一定の基準で流してよろしいというのがあるんですね。だから、その排出の基準のやり方をもう少しこまかく検討するということと、拡散方式を許しておくというやり方がいいのかどうかという問題があると思うのです。そういう意味で、この問題については現実 に処理の基準のあり方、それから回収作業場の問題、ここらびつちり改善するという方向がないものかという問題です。それからメッキの業者の

場合には届け出制になっているんですか。ところが、ところが、そうでないやつがありますね。シアンの出るところのやつですね。これも熱処理の業者のやつですよ。これもきっちりやらないとシアン系の系統が出てくるから、こういう処理の基準のあり方の問題、それから届け出の対象の問題ですね。この辺をきっちりすることによって危険な状態を何としても防いでいくのだというような改善を具体的にやるのかやらぬのか、どうだというのが第二番目。

○橋本政府委員 熱処理は対象にすることにして現在すでに作業を進めております。

それから、先ほどお答えした条文にもからむ問題でありますけれども、産廃法のほうの廃棄全体ではなくて、この際毒劇のほうだろうと思います。が、この毒劇の施行令そのものにも不十分な点があることは、先ほど私自身が認めたところであります。これは改正をいたします。

○寺前委員　それじゃ第三番目にいきます。運搬上の問題。結局、取り扱う業者は登録することになるので、運搬業者そのものは登録されぬことになりますね。それで東京都の場合を見ておいても、二千数百台が現実走っている。ところが運転手一人で走っているわけですね。だから業者の場合には、直接の事業所を持っているところにはそこにいろいろな取り扱いの管理者がいるとしても、たとえば車の運転手は毒物劇物取り扱いの

か、何か特別に十分配慮をする、そういうような体制を全面的に検討する必要があるのじゃないか。どうです。

○橋本政府要綱 確かにそういう御指摘もあるかと思えます。ただ、これは簡単に短時間に答えよと言われても無理なところがあります。というのは、自動車による毒物劇物を運搬する事業者というものは届け出を要する。業務上取り扱い方を指定することにする。そうすると、これによって営業所等については毒物劇物の取り扱い責任者が置

られることになるわけです。その場合にはこの取り扱い責任者の仕事の中には毒物劇物による保健衛生上の危害の防止が入ってくるわけです。ですから、いままでの点では確かに御指摘のような意見も出るかと思えます。そういう状態まできめてまいった場合には、私は取り扱い責任者を常に車に同乗させなければならぬとは思いません。その意味では先生の御質問にはイエスとは申し上げるわけにまいりません。ですから、同じことが言えるわけでありますから、その構造上の規制であるとか、いま幾つか例示されたようなケースについては、むしろ道路運送法の中でお考えをいただくべき部分が大半ではないかと思えます。ただ、運搬の状況が現状より非常にひんばんになってくるというようなことを考えた場合には、むしろ時間指定等はこれは考えていくべきことの一つでありましょう。

○橋本政府委員　簡単に答えるということでありましたから、きわめて簡単にお答えしたのでありますけれども、確かにそういうケースがないとは決して申し上げていません。むしろいま特定毒物について二百キロ以上の長距離を走る場合には二人にしなさいということにしてみたいということを運輸省と実は交渉はしております。ですから、いま先生の御指摘のようなことを全然私ども考えてないわけじゃない。ただ、むしろその中身の大半が厚生省そのもので決定をする問題というより、道路運送法に基づく免許権を有する官庁として運輸省自身がおやりになるべき範囲の仕事が非常に多いということなのであります。私どもはだから考えてないということじゃ決してありません。簡単にいうことでありましたが、簡単に申し上げます。

○寺前委員 何か消火器式のを積めというのはどうですか。毒物や劇物を扱う場合には、そのくらいのことを考えておかなければだめだろう。

○橋本政府委員　それは中和剤を積むという方法もあるでしょう。しかし、むしろそんなものをばつと振りかけたら一べんで毒性がなくなつてしまふようであれば、毒劇法として私どもが頭を悩ましてきかなくてはならぬような状態でもないわけですから、即効性のある中和剤のようなものが考えられるものについては当然考えなければならぬと思います。しかし、味の素のようにばつと

○寺前委員 時間がないから、あまりこまかいことはやらぬけれども、それは考えておいてもらいたいと思います。

次に、自然公園法について二つの点で聞いておきたいと思います。

一つは、法律上の現在出されておる問題をめぐつての問題、それからもう一つは現に執行してゐる上での問題、この二つの問題について聞きたいと思ひます。

第一番目の法律をめぐっての問題においては、

これも先ほどから何度も出ていた話でありますので、私はこまかいところを突っ込んで聞こうとは思いません。要するに特定地域の特別などころが非常にひどいことになってきたから何とかしなればならないということが今度の基本的な問題だ。そうすると、ほんの一部分じゃない、特定地域全体が重要だと思ふのです。そういう意味では一キロ制限というような問題はよくわからぬ。将来にわたって、あの地域全体をどうして保護するかという立場から考えると、ああいう地域の云々というようなのはやめてしまつて、全体にしたほうが適切なんじゃないだろうか。

それから、これからつくるものに対する処理問題として出されていくけれども、すでによござれてきている既存の段階があるのだから、既存の段階のものに対して、これを何年以内にこういうふうな共同施設をつくつて、そしてそういうような状態からもとへ戻すために努力をするとか、そういうようなものにする必要があるのじゃないだろうか。今度提案の問題をめぐつての問題の提起の一つはそのこと。

もう一つは、よござれてきている問題の上で考えなければならぬ問題は道路の問題があると思ふのです。道路をだつとつくと、その結果の破壊というのが一つの大きな要素を占めていて思ふのです。そういう意味では、これは特定公園の中に占めるところの国有林のウエイトがかなりのウエイトがありますね。だからこれは、林野庁の仕事とかそういう分野の仕事がそこでは非常に大きな位置を占めてくるのだ。そうするとこれは、厚生省は仕事の面に対する協議事項になっていきますね。だから協議事項の面においてもかなりきびしく厚生省は処理してもらわなければならない問題があるわけですね。これは第二の問題として別に提起したいと思ふので、とりあえず私は第一番目の出されてきているこの法律をめぐつての問題としては、もっと全面的に特定地域全体にわたつて汚濁を防いでいくという立場から、共同処理施設として、既存のものに対して手を打っていく

という問題を考えなければならぬ。それはどういうふうな考へているのか、その点だけ聞かしてもらいたい。

○橋本政府委員 たいへん適切なところを御心配いただいたわけでございましてけれども、既存のものに対して、先生のおっしゃる意味は、たとえば旅館なんかですでに過ぎ過ぎちゃっている、そういうものをどうするのだということでありまして、う。そういうものに対して、私どもは改善命令をかけます。そして、それと同時に、いままで許しておいたものを急に今度はストップをかけるわけでありまして、場所によつては、それは国のほうの施設を今度は、現行でいへば清掃法の体系の中で処置するものはあるでしょう。しかし、それだけの事業者にしよつてもらわなければならぬものも当然あるわけでありまして。そういう場合には、環衛公庫の融資というものを駆使してこれに対処していこうと考えております。これが第一点に対するお答えであります。

それから、周辺一キロでは少ないのじゃないかという御指摘もいただきました。確かにあるいは少ないようなケースが出るかもしれません。しかし、問題となる湖沼等のある、あるいは温泉等のある場所から考へてみた場合に、むしろ一番問題になるのは、その周辺一キロ以内にある生活環境施設のはうが、あるいは観光施設のはうが実は問題でありまして、それより上流に長々と事業場が連なるというケースはほとんど考えられないといううような点もありまして、私どもは周辺一キロという押え方をしているということでもあります。

○寺前委員 それから第二番目は道の問題です。最後だからちよつと具体的にやります。それで、たとえば長野県、山梨県の県境に南アルプスの地帯がありますね。国立公園の地帯、ここにスパー林道をつくつていくわけですよ。海拔二千メートルで、それで原生林があるわけですよ。国有林だからスパー林道というてやっておるけれども、結局国有林だから国自身が――民有林の場合は自分の財産であり、財産活動があ

るから、自然公園の問題との調和はいろいろ問題を含んでくると思ふんだ。しかし国有林の場合には、これはやはり国立公園だという地帯になった場合には、国立公園の保存の立場に、自然公園としてのそれに従属させるという立場を厚生省は協議事項の場合にしっかりと立てる必要がある。ところが、現に起こっているのはどうかというと、その海拔二千メートルの原生林地帯に道路をつくる、ブルドーザーをかける、ハッパをかける、そうしてがけくずれが起これば、原生林が、何百年という樹林のやつが破壊されていく。こういう事態が発生しているわけです。これと同じことがこの東京の奥秩父のところでもそうなんだよ。奥秩父の場合だつて、結局国有林でありながら、奥秩父、ばつさ、ばつさ倒れていくわけですよ。そうして林野庁の長官は、逆にこれは営林署の独立採算というか、採算問題との関連性において、あまり自然保護ということを言うてもうたら、そちらのほうを考へさしてもらわなければならぬと、林野庁の長官は居直られておるじゃないですか。居直られて厚生省はどうするんだ。居直らずわけにはいかぬでしょう。ほんとうに原生林を協議事項だつて、この場合に断固として自然保護のために厚生省はやりませう、林野庁のやつていう問題について調査をして処理をいたしますということを言つてもらわぬことには、ほんとうにこの道の面をめぐつての問題は解決しない。これは多くの国立公園関係者をめぐつて、原生林問題を真剣に考へている人々の中で批判の対象になつていくんですよ。この問題について答えてください。

○橋本政府委員 いまあげられたケース、いずれも実は国立公園を指定する時点において、林野庁のほうから条件として、将来の伐採というものを約束させられた地域ださうであります。国立公園指定以前に、南アルプスの場合には、むしろ工事が始まつていた。これは、私どもとしてやむを得ないことだと思ふ。ただ、今日の時点で、私どもは決して原生林を黙つて切らせているつもりもありませんし、そのチェックもしてきたつもり

であります。

いま例に出された奥多摩の道路というものは、相当に価値ある部分を選挙してもらうように、厚生省側の意見も入れて、路線を修正してもらひました。また、これは非常に卑近な例で恐縮でありますけれども、現に、実は私どもは東京都知事とけんかの最中でありまして。それは、都知事さんが高速道路をつくりたい、新宿御苑の一部を削りせろ、というお話がありました。たまたまそこには非常に樹齢の古い木があります。だから、これを切つてもらうことは絶対に困る、この公園の指定を解除することはできないということであつた。おぼえておるような例もあります。たとえば東京オリンピックの予定地域内で、原生林に対して危険が考へられるので、道路の工事が途中で切れていて場所等もありまして。私どもは、決して安易に譲つておるつもりはありません。ただ、公園設定の時点以前に工事の始まつていたもの、また、その設定をする際の条件として伐採を将来にわたつて約束してしまつたもの、これは私どもとしても今日い

○寺前委員 奥秩父の問題、これは昭和二十五年に国立公園に指定されたんだね、九千何百ヘクタールというやつ。現在伐採されている地域は二千何百だ。この二十年間に十何%の地域をすばずば切つていっているんだ。これが協議事項だというんだから、これは国の――さつきからこういう約束だつたというんだから、一体国はまじめに国立公園を守つていくという気があるのかいなといわれまして。あなたは、所管は厚生省かもしれない。あつちが私と別だ。しかし、いすれにしても日本政府が仕事をしているんだ。前のことは知らぬで済まぬでしようが、この問題は。いまから新規まき直して、断固として国立公園を守るために私はやりませう、ということ、もう一度検討させるといふことを明らかにしてもらひたいと思ふのです。

○橋本政府委員 私は、できないお約束をするつもりです。

もりはございませんから、過去の約束においていたし方のない部分についてまでお約束を今回はするわけにはまいりません。しかし、未伐採地域については、現在林野庁と協議をしつつある最中でありますし、現在私どもは全力を尽くしておるということだけを申し上げます。

○寺前委員 それじゃ、必ず国民の期待に沿うように改善させるように努力していただけますね。

○橋本政府委員 今日までも払ってきたつもりでありますし、今後も払います。

○寺前委員 終わります。

○栗山委員長代理 この際、請願取り下げの件についておはかりいたします。

本委員会に付託になっております管理美容師制度の改正に関する請願外八件、第二四五号につきまして、請願者の紹介議員左藤恵君より、昨日、取り下げの願いが提出されております。これを許可するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○栗山委員長代理 御異議なしと認め、左藤恵君紹介の本請願は、取り下げを許可するに決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○栗山委員長代理 次回は、明日午前十時理事會、十時三十分委員會を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時十九分散会